

厚生労働省科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

F-SOAIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システム

令和4年度 総括研究報告書

研究代表者 上田敏丈

令和5年(2023年) 3月

目次

I. 総括研究報告	
F-SOAIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システム	----- 1
II. 分担研究報告	
1. 諸外国における子育て支援の実態を探る	----- 7
2. 保育所における配慮の必要な保護者への子育て支援 ーアンケート調査の自由記述から	----- 12
3. 保育所における配慮の必要な保護者への子育て支援 ー利用者支援専門員のインタビューから	----- 17
4. F-SOAIP を用いた記録システムの使用感の評価について	----- 22
III. 資料	
1. 諸外国における子育て支援の実態を探る	
2. 保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題 ーアンケート調査の自由記述に着目してー	
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
総括研究報告書

F-SOAIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システム

研究代表者 上田敏丈
名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授

研究要旨

本研究は、保育所において、特別な支援や配慮の必要な保護者への対応を保育士が行う上で、①どのような支援プロセスによって適切な子育て環境構築が可能となったのか、②保育所内での他保育士及び他職種間と保護者に関する情報共有のツール開発、③ ①②の知見を踏まえて、F-SOAIP による保護者対応の記録の蓄積と活用の実態調査という目的を検討する。研究全体の目的と年度の計画は図1の通りである。

令和4(2022)年度では、①諸外国における子育て支援関係の先行研究のレビューを行い、②特別な支援や配慮の必要な保護者に対して、保育士と連携しながら支援を行う他職種連携者がどのような支援を行っているのか、そのプロセスをインタビュー調査から明らかにするとともに、③保育士が実際にどのようなケースで支援を行っているのか、困難さを感じた事例について、アンケート調査から明らかにした。また、④昨年度、作成したF-SOAIPの記録システムについての使用感についての評価を得た。

その結果、①については、デンマーク、アメリカ、フィンランドの子育て支援の制度の特徴を明らかにした。②については、利用者支援専門員に対するインタビュー調査から、外部の連携機関につないでいくことで地域による支援プロセスを明らかにした。③については、F-SOAIPに基づく記録の有効性として、プロセスの整理がなされること、情報の共有が図られることが明らかになった。

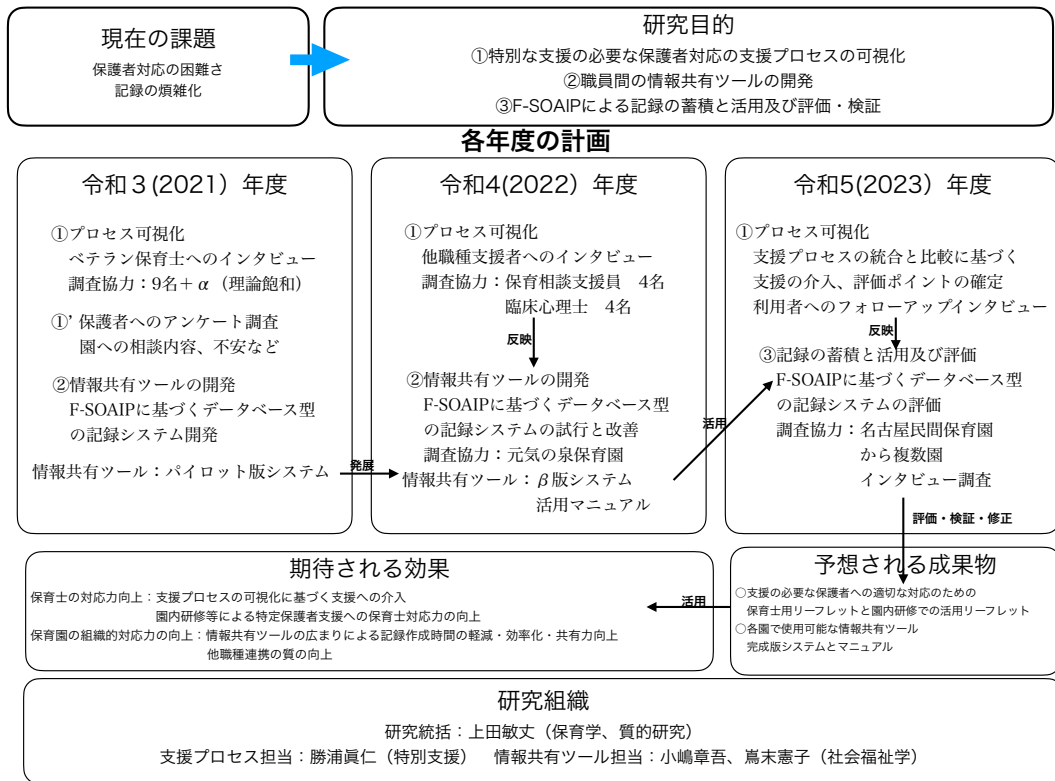


図1 本研究の調査概要と年度の計画

研究分担者 桜花学園大学 保育学部 准教授 勝浦眞仁 国際医療福祉大学 医療福祉学部 教授 小嶋章吾 埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授 畠末憲子 研究協力者 大倉山元気の泉保育園 園長 中村聖子

保護者への支援について、保育士の役割が大ききことはこれまでも重要視されてきている一方、でそれに対する保育士の困難感については、これまでの先行研究においても報告されてきた(岸本・武藤 2019 など)。保護者にどのように接すればよいのか、どうすれば過不足なく支援できるのかということは保育士の大きな関心事項であり、関連する書籍も多数出版されている(例えば、西館・徳田 2014 など)。そして、このような困難さが保育士としての離職につながっていることも想定されよう。

従って、配慮や支援の必要な保護者に対して、どのように保育士が対応し、支援プロセスを構築しているのか、また課題はどこにあり、どのような組織的体制の構築が可能であるのかを明らかにすることが喫緊の課題である。

A.研究目的

本研究の目的は、保育所において、特に配慮や支援の必要な保護者への対応を保育士が行う上で、どのような支援体制の構築が可能となるのかを明らかにすることである。

そのために、特に本年度は、次の具体的な課題を明らかにする。

- (1) 保護者支援に対して、海外の子育て支援ではどのように行われているのかを文献研究から明らかにする(分担報告1、資料1)。
- (2) 昨年度実施した保育士の行う保護者支援プロセスをアンケート調査から、保育士が困難を抱える事例の特徴を明らかにする(分担報告2、資料2)。
- (3) 配慮の必要な保護者に対して、利用者支援専門員はどのように支援を行っているのか、そのプロセスを明らかにする(分担報告3)。
- (4) 配慮や支援の必要な保護者の情報を共有するツール(パイロット版)について、その使用感と課題をインタビュー調査から明らかにする(分担報告4)。

B.研究方法

本研究を行うにあたり、インタビュー・アンケート調査については、研究者間で項目の精選・確認を行い、筆頭著者の所属する大学において、倫理審査委員会の承認を得ている。また、実際に調査を行う際には、配布先の所属機関との事前協議の上、内諾を頂き、拒否・無回答しても何の不利益もないことを確認した上で、依頼を行った。インタビュー調査については、事前に研究内容の説明を行い、書面にて同意を得た。

個別の研究協力者の概要については、分担報告書等に記載されている。

C.研究結果

(1)保護者支援に対して、海外の子育て支援ではどのように行われているのか

保護者支援における保育士の抱える困難

感を文献研究からモデル化することを試みた勝浦ら(2021)を踏まえて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援について文献研究から検討した。その結果、デンマーク、アメリカ、フィンランドの3カ国を取り上げ、子育て支援の特徴を明らかにした。3カ国に共通しているのは、保護者が子どもの保育に携わる一員であるという意識が強くあること、保育士が保護者をクライアントとして捉えるのではなく(中島, 2014)、保護者と保育士とが「子どもの最善の利益」のために、共にその育ちを支える人として、パートナーシップを結ぶことを大切にしていることであった。むろん、日本の保育も連携を重視してきているが、保育に保護者の参画が位置付けられているとは言い難い。子育てに携わる枠組みの中で、保育士、保健師などと対等に、保護者もその一員として子どもの育ちについての対話を重ねていくという構造がもとめられることが明らかになった。

(2)保育士が困難を抱える事例の特徴

保育園における保護者支援について、具体的にどのような場面でどのように支援されているのかについては十分に明らかになっていない。そこで本研究は、保育士に対するアンケート調査のうち、自由記述の部分から、具体的な事例と支援の取り組み、課題について明らかにする。アンケート調査は、A県の保育士に対して実施をし、209名から回答を得た。その結果、困難さを感じた事例として、①子どもに由来する困難感、②保護者に由来する困難感、③保育士自身に由来する困難感、④文化や組織に由来する困難感に分類された。保育士が保護者支援に

において感じる困難感の背景は多様であり、単独での解決は難しく組織的な対応が求められる。特に保護者に由来する困難感については、行政等からの介入などの支援も必要であることが示唆された。

(3)配慮の必要な保護者に対する利用者支援専門員の支援プロセス

保育所に勤務する保育士にとって、乳幼児への保育だけではなく、保護者への子育て支援もまた求められる。一方で、筆者らのこれまでの研究で明らかにしてきているように、保護者支援に対して保育士が困難感を抱えることも少なくない。そこで、本研究では、困難感を抱える保育士に対して支援を行う利用者支援専門員から、どのような支援を行っているのか、またどのような視点で有効性を感じているのか、その課題を明らかにしていく。A市に勤務する4名の利用者専門支援員に、約3時間のインタビューを行った。

利用者専門支援員の支援プロセスについて、大きくは相談期、対応期、支援期という3つの期にわかれた。相談期においては、利用者支援を行う中での中心業務が相談であること、またその中で持ち込まれる相談は保育園とのずれが生じていた状態から始まるが多かった。そのため、2期の対応期では、保護者と園のずれを読み取りながら、イメージを持つように関わったり、園との調整を行うことがあるが行政的対応が中心となるため、課題を感じている。最終的には、外部の連携機関につないでいくことで地域による支援となるようにしていた。一方でそうならないケースも多く、どう機関を超えて情報共有を行うかが課題であった。

本調査から保育士だけでの支援が困難であること、支援には園を超え、地域を含めたネットワークが重要であることが示唆された。

(4)情報を共有するツール(パイロット版)の使用感と課題

本研究では、作成した配慮や支援の必要な保護者の情報を共有するツール(パイロット版)について実際に使用した園長の聞き取り調査からその評価とさらなる展開の可能性を明らかにすることである。

本システムのパイロット版を約6ヶ月使用してもらい、フィードバックを得た。保育園の園長には2022年10月に、インタビュー調査を行った。

その結果、F-SOAIPに基づく記録の有効性として、プロセスの整理がなされること、情報の共有が図られることが明らかになった。また、さらに、本システムを用いることで、F-SOAIPのFのみを抽出し、長期的な記録とできること、また、外部の関係者からコメントを得ることで、F-SOAIP記録を媒介とした簡易なカンファレンスができる可能性が明らかになった。

D.考察

本年度の調査から、配慮の必要な保護者に対する支援プロセスとして、保育士以外の専門家による対応もまた必要であることが明らかにされたといえよう。

配慮の必要な保護者に対して、保育士が困難感を抱えることは少なくなく、本研究では、これを「ワンケースクライシス」として、1事例による離職に繋がるものとして捉えた。

このような事例に対して、常に万全な体制で居続けることは、コストの面からも困難であるが、いくつかの段階によってフォローすることも可能である。

第1に、園内での支援体制の構築である。昨年度の調査も踏まえると、まず園内で保護者とのボタンの掛け違いが起らないようにすること、保護者への初期対応が重要であることが示された。よって、まず園内の情報共有を密にし、特に保育士が困難を抱える事例については、担当保育士だけに任せるのではなく、園長・主任と複数名で対処することが必要である。

第2に、園を超えた対応である。特に市役所職員や専門員といった行政職員が第三者として介入することで、保護者の思いが落ち着き問題が解消したり、あるいは転園などの介入、地域の他の資源（児童相談所や子育て支援センターなど）とつなげていくことで、問題が解消することもある。配慮の必要な保護者が、保育園一カ所だけではなく、様々な場所で相談したり、対応してくれることで、地域全体としてのサポート体制が必要であろう。

第3に、これらの事例について、園の保育士が相談するための専門家による支援も考えられよう。試験的ではあるが、保育園の保育士が外部の専門家と簡易につながれるようなシステムの構築も求められ、本研究で作成している F-SOAIP の記録システムにも導入を検討している。

E. 結論

これらの支援システムの構築には、情報共有を短時間かつ効率的に行うことが求められるだろう。そのために F-SOAIP の記録シ

ステム（パイロット版）を作成し、実際の使用感のフィードバックを得たことから、より使いやすいシステムへとブラッシュアップが求められる。

引用文献

岸本美紀・武藤久枝（2019）保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造—先行研究の分析結果から—。岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要 52, 39–46.

西館有沙・徳田克己（2014）配慮の必要な保護者への支援。Gakken.

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

1) 保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題 —アンケート調査の自由記述に着目して—

上田 敏丈; 加藤 将希; 清水 千里; 瀬古 杏南; タントン ナターシャ; 出口 志穂; ジョウ エイ; ヨウ ギョウトウ 人間文化研究 39 13 -26 2023 年 01 月

2) 諸外国における子育て支援の実態を探る

勝浦真仁; 上田敏丈 桜花学園大学保育学部研究紀要 26 61 -72 2022 年 11 月

2. 学会発表

1) F-SOAIP に基づく保育記録システムの活用

上田敏丈; 中村聖子

日本社会福祉マネジメント学会第 03 回研究大会 2022 年 11 月 ポスター発表

2) 保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題ーアンケート調査の自由記述に着目してー

上田敏丈; 加藤将希; 出口志穂; 清水千里; 瀬古杏南; タントン ナターシャ; ジョウエイ・ヨウ ギョウトウ

第 18 回日本子ども学会学術集会 2022 年 10 月 ポスター発表

3) 配慮の必要な保護者に対する保育士の支援プロセス

上田敏丈

TEA と質的探究学会第 1 回大会 2022 年 10 月 ポスター発表

4) 保育所における 配慮の必要な保護者への子育て支援ー保育士へのアンケート調査からー

上田敏丈; 勝浦真仁; 中村聖子

日本教育心理学会第 64 回総会 2022 年 08 月 ポスター発表

H.知的財産権の出願・登録状況

該当なし

諸外国における子育て支援の実態を探る

分担研究者 勝浦真仁 桜花学園大学 保育学部 教授

研究代表者 上田敏丈 名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授

研究要旨

本研究では、保護者支援における保育士の抱える困難感を文献研究からモデル化することを試みた勝浦ら（2021）を踏まえて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援について文献研究から検討した。その結果、デンマーク、アメリカ、フィンランドの3カ国を取り上げ、子育て支援の特徴を明らかにした。3カ国に共通しているのは、保護者が子どもの保育に携わる一員であるという意識が強くあること、保育士が保護者をクライアントとして捉えるのではなく（中島，2014）、保護者と保育士とが「子どもの最善の利益」のために、共にその育ちを支える人として、パートナーシップを結ぶことを大切にしていることであった。むろん、日本の保育も連携を重視してきているが、保育に保護者の参画が位置付けられているとは言い難い。子育てに携わる枠組みの中で、保育士、保健師などと対等に、保護者もその一員として子どもの育ちについての対話を重ねていくという構造がもとめられる。

A.研究目的

本研究では、保護者支援における保育士の抱える困難感を文献研究からモデル化することを試みた勝浦ら（2021）を踏まえて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援について文献研究から検討した。勝浦ら（2021）では、保育士と保護者との関係性が、「関係構築期」、「関係葛藤期」、「関係困難期」と変容していく動態として捉えるとともに、各フェーズにおける保育士の困難感やその背景要因、また、それぞれにおいて求められる保育士の専門性を明らかにしたものである。

今後、このモデルを実際の保育の場で吟味していくとともに、保護者支援に有効な

アプローチについての検討を深めていく必要がある。図1において、保育士と保護者との関係性に着目したように、保護者支援においては、家庭との連携のあり方が問われていくことになる。そこで、先に示した3つの専門性それぞれについて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援について文献研究から検討してみることとした。具体的には、「コミュニケーション」という観点から、保護者委員会というシステムの下、保護者が保育に積極的に参加しているデンマークの取り組みを検討する。次に、「子どもの最善の利益」と「相互理解」という観点から、保護者との合意形成や意見調整を重視してきたアメリカの取り組みを検討する。

最後に、「ソーシャルワーク」という観点から、ネウボラの取り組みをしているフィンランドを検討することとした。

B.研究方法

本研究では、文献調査によるレビューを行った。

C.研究結果

1) デンマーク

佐藤(2012)によると、デンマークではコムネ⁽²⁾が子どもの保育に対して責任を持っているとされる。女性の就業率が高いことから保育サービスは不可欠であり、保育所の利用率が非常に高い。また、生後6か月～6歳の就学前の子どもで、当該年齢の子どもを持つ親はすべて、コムネから保育サービスを受ける権利が保障されている。デンマークの施設の形態は、保育ママ、小規模保育所的な施設、保育所的な施設、幼稚園的な施設と多様であり、公立と私立の両方の施設がある(石田・是永, 2017)。保育所ではペタゴと呼ばれる保育の専門職が、子どもたちの教育にあたっている。

保護者との「コミュニケーション」という観点から、デンマークの保育を検討したときに特徴的なのは、表1に示した保育サービス法(dagtilbudsloven)の15条に規定されている2箇条であり、保護者委員会の設置について言及されている。

デンマークにおいて、私立保育所の保護者委員会は保育所運営に直接の影響を持つ一方で、公立保育所の保護者委員会は保育所運営に間接の影響を持つとされる(佐藤, 2017)。公立保育所の保護者委員会では、「雇用と予算」について議題として提

示されるが、決定権があるのは園長である。意思決定過程の場に保護者がいるのではなく、園長が保護者から意見を聴く場であるとされる。ただし、公立保育所には保育エリア制度があり、そこに保護者組織が設置されている。

デンマークの保育所の運営においては、利用者である保護者の意見を聴くことは当然のこととして組み込まれているのであり、佐藤(2017)がLarsenをもとに述べているように、「保護者の存在は欠くことのできないパートナー(samarbejdspartnere)」として捉えられている。日本の保育士が、この意識を持っていないわけでは決してなく、「子どもの最善の利益」のために、子どもを共に育てるパートナーでありたいと願う保育士は多くいるであろう。しかし、それが難しい状況もありえることは、拙論(勝浦・上田, 2021)で示した通りである。

保護者の保育への参画意識を高めることにも関連するが、保護者と保育士との間で、保育内容や保育ニーズについてどのように合意形成をしていくのかも大きな課題になると考えられる。この合意形成について先進的に取り組んできたアメリカの子育て支援について次に検討していくこととする。

2) アメリカ

アメリカの場合は、州による権限が強く、州の教育省が学校制度を統括している。州によって異なる場合もあるが、一般に義務教育期間は6～17歳で、就学前1年間のKindergartenは義務教育、あるいは公教育として位置づけられている。

日本のみならず、先に見たデンマークと比べても、アメリカにおいては、すべての子

どもに保育が行き届いていない。これらの背景には、家庭の経済状況や人種・民族によって就学前教育や保育へのアクセスのしやすさが異なっていることがあり（内田，2020）、公平な就学前の保育・教育を実践していくことに課題のある現状がアメリカにはあるといえよう。このように、様々な家庭環境のあることが考えられ、それぞれの家庭のニーズに応じた多様な子育て支援が求められているといえる。

特別支援教育の領域で考えると、保護者と教育機関との審理件数は増加傾向である中で（Zirkel& Gischlar,2008）、合意形成や意見調整・調停ための仕組みや工夫が公的・非公的にも整備されてきているとされる（山下，2011）。その根拠となる法律が、障害のある個人教育法であるIDEA(Individuals with Disabilities Educational Act)であり、システマティックな合意形成の過程を進められるようになっていく。保護者と支援者との間で裁判になる手前に、どのようなプロセスを踏んで合意形成を目指しているのかを検討することは、保護者支援において保育士に生じる困難感の軽減につながる知見を見出しうるのではなかろうか。次項では、IDEAを基に合意形成に至るまでのプロセスを検討する。

IDEAにおいては、6つの基本原則が示されている（高橋・田中，2017）。すなわち、①FAPE(Free Appropriate Public Education,無償で適切な公教育を受ける権利の保障)、②Zero Reject(すべての障害のある子どもたちの教育を拒否できない)、③Fair Assessment(障害のある子どもは、アセスメントを受ける権利がある)、④Due Process Hearing(学校区との合意形成

が困難な場合には、ヒアリングを受け、ジャッジに決定してもらう)、⑤Parents and Student Participation(個別教育計画のミーティングには、障害のある子どもも保護者も参加できるという原則)、⑥LRE(Least Restrictive Environment,最小制約環境で教育を受けさせる義務がある)の6つである。

このように合意形成のためのシステムが、アメリカにおいては法律を基に整えられていることが分かる。これと比較して、日本においては、福祉の分野を中心に、苦情対応や苦情解決といったように、「苦情」という観点から考えられがちである。保護者と保育士との間で生じる様々な問題に対して、合意形成を目指すのか、それとも、苦情解決を目指すのかを考えたとき、問題を解決しようとする方向性は同じようであり、保護者と保育士、それぞれが相手に向き合うスタンスに大きな違いが生じているのではないだろうか。すなわち、保護者と保育士・保育所が合意形成を目指す場合、両者は対等な立場から問題の解決に向かうことになる。

「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換し、合意形成がなされていくなれば、保育士の困難感が生じにくいと考えられる。しかし、保護者と子どもそれぞれのニーズに引き裂かれてしまうと、保育士は葛藤し、内面に困難感を抱え込んでしまうことになる。この困難感をできるだけ生じないようにしていくためには、保護者からの「苦情」という固定的な観念から脱却していく必要があるのではなかろうか。「苦情」と受け止めている限りにおいて、それに対応するという枠組みからも保育

士側は抜け出せなくなってしまうのである。また、「子どもの最善の利益」のための話し合いであっても、合意形成に至らないこともありうる。そのためのために、専門家や指導員など外側からの違う視点から介入しうるシステムを作っておくことは保育士の支えになるのではないだろうか。

3) フィンランド

フィンランドでは、伝統的に多くの家族が核家族・共働きであるので、保育施設の量的な充実は国や自治体の重要な役割であった (Kela,2019)。手厚い福祉国家であるフィンランドにおいて、昨今着目されているのが、ネウボラである。ネウボラとは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援のみならず、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートを目的としているものである (フィンランド大使館東京, 2022)。フィンランドにおいてはネウボラという仕組みの下、ネウボラナースを中心として、すべての子どもにおいて情報が共有されている。また、そこには保育士が情報を提供できるのみならず、その情報を保護者だけでなく子ども自身も共有しているところが特筆すべき点であるといえよう。このように情報が共有できているのであれば、保護者との信頼関係が損なわれてしまうケースを避けることができ、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減することにつながるであろう。日本においても、保護者のみならず、健診に携わった保健師など、子どもにかかわってきた人たちと保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出していくことが

今後求められるのではあるまいか。

D.考察

ここまで、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性をどのように発揮していけばよいのかをデンマーク、アメリカ、フィンランドの子育て支援をもとに検討し、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減するためのアプローチについて考察してきた。デンマークの保護者委員会の取り組みからは、保護者の保育への参画意識を高めることの必要性、アメリカの合意形成の取り組みからは、「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換する必要性、フィンランドのネウボラの取り組みからは、保護者のみならず、子どもにかかわってきた人たちと保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出す必要性について述べてきた。これらが実現されていくなれば、保護者支援に対して、保育士の抱える困難感は和らいでいく筋道になりうる。

E.結論

諸外国のように、保護者と保育士とが対等な立場から子育てについて対話する関係性、パートナーシップを創り出していくことが日本に求められている。法律的またはシステムによるアプローチは現状難しいが、「子どもの最善の利益」のために、子どもに関する情報を共有する基盤となる活動がその突破口にはなりうる。例えば、連絡帳や成

長のアプリの記録などである。今後、筆者ら
が取り組んでいる、F-SOAIP（寫末・小嶋、
2020）を活用した記録システムがどのよう
な貢献をできるのか検討していきたい。

付記

桜花学園大学保育学部紀要第 26 卷, 61－72

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

保育所における配慮の必要な保護者への子育て支援—アンケート調査の自由記述から

研究代表者 上田敏丈 名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授
分担研究者 勝浦真仁 桜花学園大学 保育学部 准教授

研究要旨

保育園における保護者支援について、具体的にどのような場面でどのように支援されているのかについては十分に明らかになっていない。そこで本研究は、保育士に対するアンケート調査のうち、自由記述の部分から、具体的な事例と支援の取り組み、課題について明らかにする。アンケート調査は、A 県の保育士に対して実施をし、209 名から回答を得た。その結果、困難さを感じた事例として、①子どもに由来する困難感、②保護者に由来する困難感、③保育士自身に由来する困難感、④文化や組織に由来する困難感に分類された。保育士が保護者支援において感じる困難感の背景は多様であり、単独での解決は難しく組織的な対応が求められる。特に保護者に由来する困難感については、行政等からの介入などの支援も必要であることが示唆された。

A.研究目的

本研究の目的は、保育園の保育士が感じる保護者支援についての実態と課題に対するアンケート調査（2021 年度実施）から、自由記述部分を対象とし、具体的な事例の類型とそこで行われた保育士の支援及び感じている課題について明らかにする。

B.研究方法

1) アンケート調査について

アンケートは、2022 年 2 月～2022 年 4 月まで実施された。アンケート協力者は、A 県の複数市町村の当該部局に依頼を行い、各保育所に配布をしてもらった。アンケートは、書面で研究目的を伝えた上で、回答は自由であること、不利益のないことを伝えて回答してもらった。協力者は、206 名であ

る。

アンケートの内容大きく次の 4 つである。①フェースシート、②保護者支援において最も困難さを感じた事例、③2 番目に困難さを感じた事例、④情報の共有方法について、である。

アンケートは、書面で研究目的を伝えた上で、回答は自由であること、不利益のないことを伝え、協力可能な保育士にのみ回答してもらった。

C.研究結果

1) 分析結果の概要

以下、アンケート調査から得られた自由記述（最も困難さを感じた事例、二番目に困難さを観じた事例）について、記述された内容を複数名で協議のもと、コーディングを

行い、類型化を検討した。その結果、下記の4つに分類された。

2) 子どものことに由来する困難さ

子どもに由来する困難さを感じた4つの事例のうち、最も多かったのが子どものけがによるものであった。表2から、長期化した事例では肯定的に解決されたものもあるが、長期化していない事例と比較すると少なく、消極的解決及び未解決で終わった事例が目立つ。

以下、回答された自由記述から事例を紹介し、保育士の対応を考察する。

事例1 小カテゴリ：子どものけが（長期化している／消極的解決）

3歳児のAがBちゃんを殴って目の周りにあざを作った。Aの母はBの自宅まで行ってBの保護者に謝ったが、菓子折りも持ってこないトラブルになる。誠意の示し方が双方違っており、訴訟を起こすと息まっていたB父だが、園側で双方を呼び話し合いの機会を持つ。最終的にはB父の振上げたこぶしを下ろすためA母に土下座を求める。A母と園長が土下座をして事は終わった。A母に土下座をさせたことは今でも申し訳ない思いが残っている。

事例2 小カテゴリ：子どものけんか（長期化している／未解決・継続）

AがBを叩いて、少し鼻血が出た。Bの保護者から「いつもBはAくんに殴られている」と訴えられた。時々AとBのトラブルはあったが、実際はBはCやDともトラブルを起こしていた。勘違いした保護者から、「担任をやめろ」と言われ、2週間毎日

家庭訪問を行った。

長期化している事例は頻度が高い場合やけがが重度な場合（目の周りのあざ、前歯変色、唇を切る、通院が必要なけが等）、園・相手の保護者の対応に不満を抱いた場合が挙げられた。

子どものけがが原因となる事例では、けがの原因の所在によって保育者の対応が異なる。取り上げた事例のように、けがの原因が他の子どもにある場合、けがを負った側と負わせてしまった側がいるため、両者の保護者へ対応することが求められる。また、けがを負わせてしまった子どもの保護者がとる対応も解決において重要であると考えられた。事例では、けがを負わせてしまったA母がBの自宅まで行き謝罪している。しかし、誠意の示し方の相違が原因となり事態は長期化している。この場合、保育者は両者の仲介役として機能しており、A母と一緒にB父が納得する誠意を示し解決に至っている。

問題が長期化した原因として、子どものけんかによる子ども同士の関係悪化が保護者同士の関係悪化に繋がった事例が複数見られた。また、園の対応に不満を抱いた事例や子ども同士の関係の悪さそのものが長期化していた事例も挙げられている。

取り上げた事例では、子どものけんかが原因で生じたけが（鼻血）がきっかけとなり、園での子ども同士の関係性に対する保護者と園の認識のずれが浮き彫りとなったといえる。保護者は継続している子ども同士の関係の悪さやその問題に対応しきれていない保育者に不信感を抱いていると考えられ、事例にある担任保育者への発言に至

ったと推察する。

保育者が2週間、家庭訪問を行い対応したことから保護者との信頼関係の築き直しに尽力したことが伺える。子ども同士の関係性は日々の積み重ねであることから、保育者の日々の対応が重要視される。

3) 保護者自身に由来する困難さ

本カテゴリーの事例は、130であった。事例数は保護者からの要望、家庭での生活環境、保護者の精神的不安定さが原因とみられるものが多かった。

以下、特徴的な事例を紹介し、保育士の対応について考察する。

事例3 小カテゴリー：保護者からの要望

初めての園生活だが、園からの説明に納得がいかず、母が強い口調で園へ思いを訴えたり職員への不信感をあらわにしたりしていた。また、園では対応が難しいことへの要望が多く、それを伝えたところ、どう責任をとるのか、と怒ることもあった。

入園後に体重が減少した点について心配した母から、もっと食べさせてほしい、食事について細かに情報を提供してほしいとの訴えがあった。家庭でも配慮するようお願いしたところ、家庭へ丸投げか、と立腹。園長、看護師に相談し、園医へ相談。家庭では決められた量しか与えていなかったが、食べたいだけ食べさせるようにと園医から指導をもらい、体重減少は解消した。

その他様々な場面で母の不満は出たが、本児の成長、友だち関係の広がりから、母の雰囲気も変わりつつある。

保護者の話を聞いて意思の疎通を図って

いる。保育士側は時に園長や主任も交えて保護者の話を聞いている。多くが保護者の意思を尊重したり、話を傾聴する姿勢を取ったりしている。保護者との対話を通して両者が納得すれば、肯定的な解決に至ることがある。

保護者の思いが強く、園の保育方針と合わない場合にこの問題が起こることが多いと考えられる。また、園内部の事情を保護者が理解できない場合にも起こりうる。

事例4 小カテゴリー：家庭での生活環境

ひとり親家庭で男児一人を母が主に養育している。母の年齢も若く、生活に手一杯感があり、登園時間も不安定で、児童相談所が介入するケースもあった。愛着関係に課題を抱えるお子さんで、友達に対して攻撃的な態度をとったり大人に対して過度に甘えたりするなどアンバランスさがあった。母自身も一人で抱え込んでいる様子だった。

日頃からの関係作りに努めていたが、表面的には関係ができてきたと思ってもどこかつながりきれなさを感じ、難しさを感じた。

家庭での生活環境に関する援助について石田ら(2004)は、「保育所においてソーシャルワーク援助が円滑に実施されるためには、地域にある機関・施設・団体等とのネットワークが必要不可欠である」と述べている。

本ケースではコミュニケーションを図ろうと努めているが、根本的な解決につながらないことが多い。今回のケースでは、保育者は保護者との関係ができてきたと感じる一方でつながりきれなさも感じており、生

活環境へ介入するほどの関係性には至って
おらず、地域の機関等へのアプローチへと
つなげられずにいると考えられる。

家庭環境についてはプライバシーの問題
や保護者の抵抗感があることから、園側が
積極的に介入しづらく、また、ひとり親家庭
や親子関係の不和等、保育園という施設単
一では解決を図りにくい。

4) 保育士自身に由来する困難さ

保育士自身に由来する困難は、「保育士の
対応ミス」「保護者とのコミュニケーション
不足」「保育士の能力不足」の3つの小カテ
ゴリに分けられた。「保育士の対応ミス」に
由来する困難が最も多かった。

以下、特徴的な事例を紹介し、保育士の対
応について考察する。

事例5 小カテゴリ：対応ミス

長時間保育時間にAがBに噛まれた。恐
怖やあまりの痛さに声も出せず、ただ噛ま
れるだけだったA。何ヵ所も噛み跡が残っ
ていた。

長時間保育者が『何も言わなかったから
気がつかなかった。』などの言葉でAの保護
者を傷つけてしまい、(保護者は)市役所へ
抗議に向かった。

噛みつきは、乳児の成長過程で見られる
トラブルとして珍しくないものである(細
田 他, 2016)。言葉で大人に伝えることがま
だ難しい1歳~2歳の乳幼児が、手ではな
く口で噛むことで意思表示をするから、ま
たは心が不安定であったり、攻撃的な気持
ちではなく仲良くなりたい場合も起こる行
動である。しかし、今回の事例では数回に及

んでおり、日常的に注意深く保育していれ
ば保育現場で気づくことができる事例であ
ると思われる。また、再発する前に園内で情
報共有しておくことで、複数の保育士によ
って防止できた可能性もある。まだ言葉で
伝えるのが難しい乳幼児の未熟な「発信力」
に頼った上、気づかなかったことに対して、
保育士だけではなく園としての対応が求め
られる事案であり、保護者に保育者や園に
対する不信感を与えた自覚を持つことがで
きていなかったのではないかと考えられる。

5) 文化や組織に由来する困難さ

文化や組織に由来する困難は、「外国人対
応」「園と家庭との認識のずれ」「保育園の環
境問題」の3つの小カテゴリに分けられた。

「園と家庭との認識のずれ」に由来する困
難が最も多かった。

以下、特徴的な事例を紹介し、保育士の対
応について考察する。

事例6 小カテゴリ：外国人対応

①外国籍の保護者に対して、発達上のアド
バイスをしづらかった。言葉が通じにくい
ため。

②両親ともが外国の方で、宗教的な理由か
ら、園での活動や行事などなにかにつけ自
分の方針と合わない、園に合わせるよう
に言ってきた。子ども自身は保護者が正し
いと信じこんでいるため、クラス内でも孤
立しがちだった。

保育者は保護者に対して、保育に関する
知識を共有したり、アドバイスすることが
求められるが、この場合、保護者が外国籍で
あるために、言語上の壁があったことが考

えられる。また、言語的な問題のみならず、宗教といった文化的な違いから、保護者の要望と園の方針が食い違ったと考えられる。近年、SDGs の取り組みが行われている中で、保育においても多文化共生の問題解決が望まれている。これは地域レベルでの多文化理解に関わる問題であるが、園においても、外国にルーツを持つ保護者・園児に対してどのような対応ができるか、より検討していく必要がある。

D.考察と結論

本研究は、保護者支援が求められる保育園の保育士に対して、配慮の必要な保護者への支援を考えていく一環として、困難さを感じた事例についてアンケート調査を行ったものの一部を分析した。その結果、保育士が感じる困難さは4つに分類され、それぞれ適切な対応を行っていることが示唆された。一方で、どのような困難さであれ、長期化した場合、その肯定的な解決は難しくなっていることも示唆された。

配慮の必要な保護者に対して、保育園での乳幼児の安定的な育ちを保障する上でも、保育士支援は必須であるが、同時に、初期の段階で適切な対応ができなければ、保護者支援での保育士が困難さを感じる期間が長くなり、保育士自身へのストレスへとつながり、保育職の離職へと至ることは容易に想像できる。

従って、今後、①初期段階での適切かつ組織的な対応の周知（研修など）、②対応する保育士を孤立化させない支援、③行政や外部団体との連携による組織的支援が必要であると考えられる。

付記

上田敏丈ほか 2022 保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題—アンケート調査の自由記述に着目して— 人間文化研究 第39号 pp.13-26.

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

保育所における配慮の必要な保護者への子育て支援
ー利用者支援専門員のインタビューからー

研究代表者 上田敏丈 名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授
分担研究者 勝浦真仁 桜花学園大学 保育学部 准教授

研究要旨

保育所に勤務する保育士にとって、乳幼児への保育だけではなく、保護者への子育て支援もまた求められる。一方で、筆者らのこれまでの研究で明らかにしてきているように、保護者支援に対して保育士が困難感を抱えることも少なくない。そこで、本研究では、困難感を抱える保育士に対して支援を行う利用者支援専門員から、どのような支援を行っているのか、またどのような視点で有効性を感じているのか、その課題を明らかにしていく。A市に勤務する4名の利用者専門支援員に、約3時間のインタビューを行った。

利用者専門支援員の支援プロセスについて、大きくは相談期、対応期、支援期という3つの期にわかれた。相談期においては、利用者支援を行う中での中心業務が相談であること、またその中で持ち込まれる相談は保育園とのずれが生じていた状態から始まることが多かった。そのため、2期の対応期では、保護者と園のずれを読み取りながら、イメージを持つように関わったり、園との調整を行うことがあるが行政的対応が中心となるため、課題を感じている。最終的には、外部の連携機関につないでいくことで地域による支援となるようにしていた。一方でそうならないケースも多く、どう機関を超えて情報共有を行うかが課題であった。

本調査から保育士だけでの支援が困難であること、支援には園を超え、地域を含めたネットワークが重要であることが示唆された。

A.研究目的

保育所に勤務する保育士にとって、乳幼児への保育だけではなく、保護者への子育て支援もまた求められる。一方で、筆者らのこれまでの研究で明らかにしてきているように、保護者支援に対して保育士が困難感を抱えることも少なくない。そこで、本研究では、困難感を抱える保育士に対して支援

を行う利用者支援専門員から、どのような支援を行っているのか、またどのような視点で有効性を感じているのか、その課題を明らかにしていく。

B.研究方法

1) インタビューについて

インタビューは、2022年5月に実施した。協力者は、A市で利用者専門支援員として勤務する4名の専門員である。A市では、各区役所に配置されており、主として保育園を利用したい保護者の相談を行っている。

4名は、それぞれ3-4年の勤務経験を有しており、B区役所、C区役所から1名、D区役所から2名である。

インタビューとして、配慮の必要な保護者の相談があるかどうか、その場合の対応はどのように行っているのかなどを、自由に語ってもらうフォーカス・グループを採用した。時間は、約3時間であった。インタビュー内容を文字化したものを分析の対象とした。

倫理的配慮として、名古屋市立大学人間文化研究科倫理審査委員会の承認を得ている (ID 21006)。

2) 分析について

文字化されたインタビューデータを、質的データ分析法 (佐藤 2008) を用いて、語りのデータをラベリングしていった。

その結果、データから45のラベルが生成され、それらのラベルを対象に、TEA (安田・サトウ 2012) を用いて、非可逆的時間の流れを意識しながら、ラベルを配置していき、同時に類似したラベルをまとめて新しいカテゴリーを作成しつつ、TEM図を作成した (図1)。

以下、本研究で得られた図1に基づき、結果をまとめる。

C.研究結果

1) 1期：相談期

利用者相談支援員は、各区役所での利用者 (基本的には保育園に入園を考えている保護者) を対象に、保育入園についての相談支援を行っている。しかしながら、同時に、入園を案内した保護者から、様々な相談を持ちかけられる。

従って必須通過点として「相談を受ける」が設定されているが、この内容としては、本来の業務である入園の相談だけではなく、障害のある乳幼児への不安対応や、外国籍の保護者への様々な説明、転園希望などがあげられる。

図1の下部は2021年度の調査によって保護者と保育士との困難な事例を分析したものの略図である。

利用者相談支援員へ、すでに在園し得ている保護者からの相談は、保育園の関係者との認識がずれており、両者ともに葛藤を抱えている状態での相談が多い。

語り：ちょっと周りのスタッフからが「業務妨害じゃない」ぐらいの感じで、相談に来ていて…

語り：園の先生が太刀打ちできないみたいになって…私はそういう方にすごくあった。

このような中で、利用者支援専門員は、ずれの背後にある要因を読み取りながら、「保護者への共感・傾聴」を中心とした対応を行っている。

語り：お母さんと同じ気持ちなんだよ、みたいな感じで対応してあげると結構、態度が

軟化する傾向にあるかな。

また、相談に来る際にどのような保護者なのか、配慮の必要性を、気になる様子からキャッチしていくことも求められるという。

語り：子どもが見えていないイメージがあって、…だから、そこの何かずれみたいなのをすごく感じる。そういう保護者ほどちょっと心配だな。

このように利用者支援専門員は、様々な保護者が持ち込む相談について対応を求められるのである。

2) 2期：対応期

基本的には、「共感・傾聴」の姿勢を前提とし、保護者の感情に寄り添いながらどのように対応をしていくのか。そこには、市役所職員としての利用者支援専門員の関わる難しさもあげられる。

第1に、特定の保育所や認定こども園を優遇（冷遇）することができないという「園間平等格差」という背景がある。従って、対応としては、保護者の思いを受けとめつつ、将来の子育てや、子どもの将来の姿、園での子どもの姿をイメージできるようにかかわり、その上でどうしたいのかを問う「イメージをもつ」対応があげられよう。

語り：もう、イメージさせる、保護者に…
(略) …最初の時点でそこまで想像してもらって…

語り：お母さんの目で、色々見て、自分の子どもに何があうのかというのを頑張って探

ってみようよ、と鼓舞する感じでいう。

第2に、保護者の転園や何らかの支援が求められてる場合、「園とつなぐ」対応を行っていくが、この際には行政的対応が中心とならざるをえない。利用者支援専門員は、利用者支援専門員としての制限がある中で、どう対応するかが課題となる。

語り：園に電話して、園をお母さんにも見ってもらって、それでそこから初めてもらいたい。

しかしながら、利用者支援専門員に相談する段階で、すでに相談が長期化していることがあり、必ずしもうまくいくわけではない。

語り：(相談が)別室で話が3時間、その人だけにかかる。色々な先生を巻き込んで…

語り：台風の目みみたいな感じでわっとなるんだけど…

また、受け入れ園についても必ずしも、平等に受け入れているわけではなく、個々の園の都合等で対応が変わるため、支援員としての配慮もある。

3) 3期：支援期

利用者支援専門員は、最終的に様々な保護者がいるのを知っている上で、様々な地域サポート資源と保護者がうまく繋がっていく関係性を構築していくこと、また、保護者の多様な選択肢が保証されること、といった「配慮の必要な保護者への肯定的な支

援」となるように考えている。

語り：子育て支援センターみたいなところに、お母さん達が集まっている場所に行って案内する。

もちろん、保育士とは異なり保護者との関係性は、保護者側からのアプローチに依存するところが大きいので、没交渉となり、利用者支援専門員は、保護者のことを気にしつつも、何もできないままとなることもある。

このような事態を避けるためにも、機関を超えた情報共有が必要である。

D.考察

本研究は、利用者支援専門員の語りから、配慮の必要な保護者への支援のプロセスを明らかにした。

保護者からの相談場所である区役所で、保護者に寄り添う利用者支援専門員は、保護者が地域の支援資源とつながり続けられるようにしたいと考えている。

一方で、保護者からは一過的な窓口となるため、個別の情報の共有が困難であること、また、具体的な対応としては、園に連絡したり、極端な事例では、転園の補助も行うことはあるが、専門員としての限界も明らかにされた。

引用文献

佐藤郁哉 2008 質的データ分析法 新曜社
安田裕子・サトウタツヤ 2012 TEMでわかる人生の径路 誠信書房

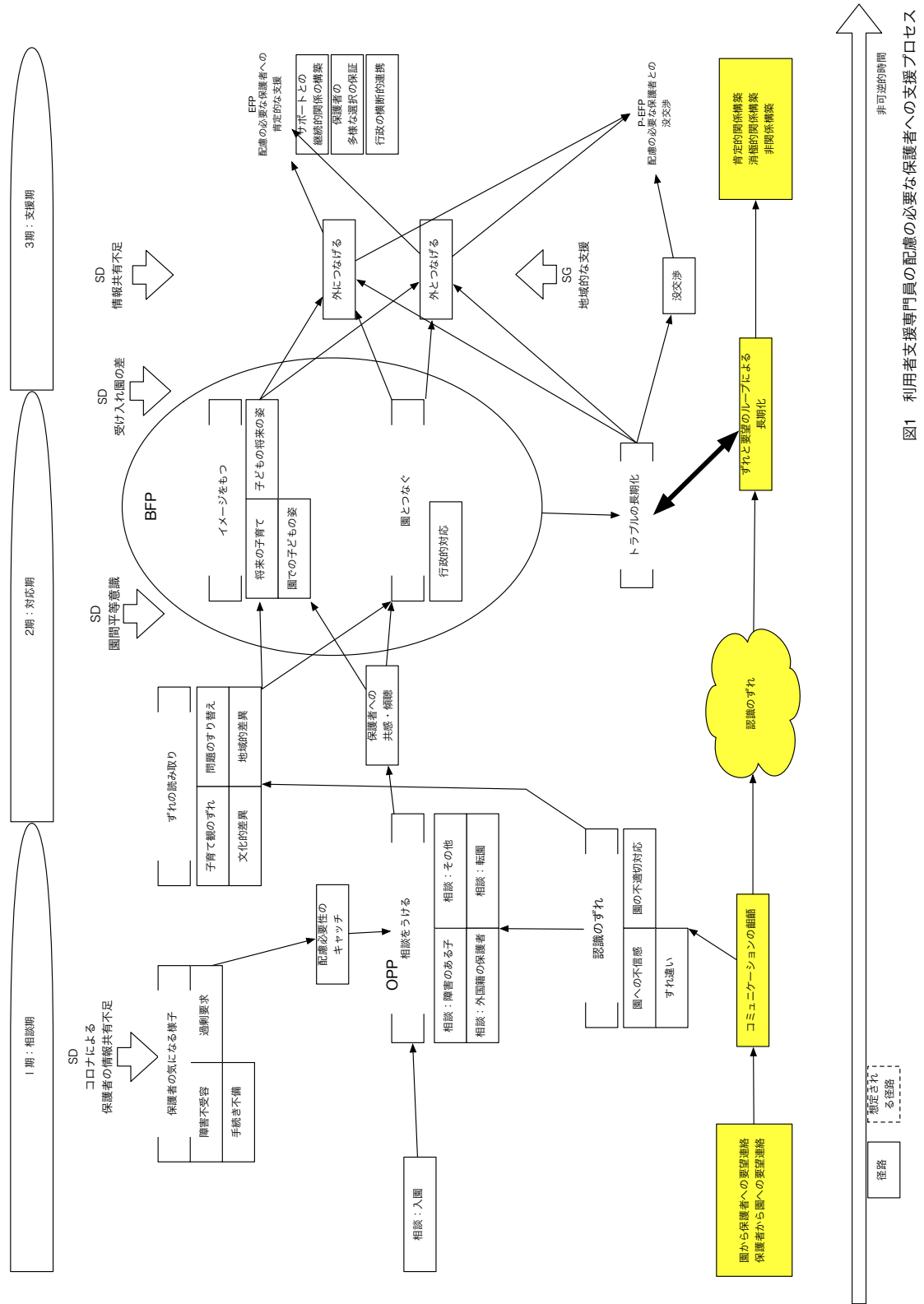


図1 利用者支援専門員の配属の必要な保護者への支援プロセス

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

F-SOAIP を用いた記録システムの使用感の評価について

研究代表者 上田敏丈 名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授
分担研究者 小嶋章吾 国際医療福祉大学 医療福祉学部 教授
分担研究者 畠末憲子 埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授
研究協力者 中村聖子 大倉山元気の泉保育園 園長

研究要旨

本研究では、作成した配慮や支援の必要な保護者の情報を共有するツール（パイロット版）について実際に使用した園長の聞き取り調査からその評価とさらなる展開の可能性を明らかにすることである。

本システムのパイロット版を約6ヶ月使用してもらい、フィードバックを得た。保育園の園長には2022年10月に、インタビュー調査を行った。

その結果、F-SOAIPに基づく記録の有効性として、プロセスの整理がなされること、情報の共有が図られることが明らかになった。また、さらに、本システムを用いることで、F-SOAIPのFのみを抽出し、長期的な記録とできること、また、外部の関係者からコメントを得ることで、F-SOAIP記録を媒介とした簡易なカンファレンスができる可能性が亜明らかになった。

A.研究目的

本研究は、昨年度の研究において、作成した配慮や支援の必要な保護者の情報を共有するツール（パイロット版）について、実際に使用した園長から、使用の効果と今後の展開についてのフィードバックを得ることである。

F-SOAIPとは、医療・福祉領域において活用実績のある項目形式の経過記録法の一つであり、F-SOAIP公式HPによれば、「多職種協働によるミクロ・メゾ・マクロレベルの実践過程において、生活モデルの観点から、当事者ニーズや観察、支援の根拠、働きかけと当事者の反応等を、F-SOAIPの項目

で可視化し、PDCAサイクルに多面的効果を生むリフレクティブな経過記録の方法（Ver.4, 2019年11月）」と定義されている。

F-SOAIPは、次の6項目を使用する。①F：Focus（着眼点）ニーズ、気がかり等。タイトルのようにその場面を簡潔に表現する。②S：Subjective Data（主観的情報）利用者（キーパーソンを含む）の言葉。③O：Objective Data（客観的情報）観察・状態や他職種から得られた情報、環境・経過等。④A：Assessment（アセスメント）援助者（記録者本人）の判断・解釈。気づきや考え。⑤I：Intervention/Implementation（介入・実

施) 援助者(記録者本人)の対応。支援、声かけ、連絡調整。⑥P: Plan(計画) 当面の対応予定。

B. 研究方法

A保育園の園長に、2022年10月、保育記録システムを活用しての評価について、約30分間のインタビュー調査を行った。本システムをA保育園において任意に試用してもらった。約半年間の活用では、前半4ヶ月を試行版システムについて試用してもらい、フィードバックを得た。

C. 研究結果

1) システムの概要

記録システムは次のアドレスにおいてある(<https://fsoaip.flares.jp/home>)。本システムは、二段階認証となっており、利用時に申請したメールアドレスでログインするが、ログイン時に、当該メールに暗証番号が届くようになっている。

認証が確認された後、下記のメニュー画面へと遷移する。



各園ごとの記録一覧については、以下のように表示される。



また、個別の記録については、次の通りである。



2) システムの評価

(1) 情報の整理と共有の可能性

従来の手書きノートの記録と異なり、本システムを用いることで、誰が書いているのかがわからないこと、誰かが書いているとそれを使用することができない、といった困難さがなくなったことが報告された。

F-SOAIIP に基づく記録を用いることで、園内の保育士による事例の共有が簡便になったことが述べられた。

語り 1：実際は共有されているのかわからないし、フィードバックがノートの場合はないので。書くことで整理はされてもこう満たされ感っていうか、次への指標みたいなものを得られないまま続けていくけど、これだと書くことで整理されるのは同じなんだけど、その共有されてる感があるので、書きがいがある。その日に、すごい困って、ほんとにどうしたらいいかわかんなかったこととか、こんな展開になっちゃって、どうしたらいいんだろうとか思うことが、誰かには共有されてるっていうのは、こう安心感につながっていい。

(2)F-SOAIP による記録の有効性

特に、F-SOAIP 記録を用いることで、項目によるプロセスが整理されること、F のみの一覧化によって、長期的な変化の可能性が読み取れることが報告された。

語り 2：F-SOAIP で言えば、O だけを書いてたんだけど、項目があるので、その実際の言葉とかを、敏感に拾うようになったし、言葉そのまま書けばいいからかう書く煩わしさが少ない。項目の A があるから、その意図とか感じたこととかも書く項目があるから書いてもいいんだっていう風に考えられる。

語り 3：配慮の必要な保護者っていうのがフォーカスなので、そういった難しいケースを A があって、それを共有することでうんちょっと対応みたいなのも変わるという感じですかね。

(3)外部との連携のしやすさ

F-SOAIP による記録を用いることで、外部の心理師や助言者から、コメントを得る際の情報共有が便利になることも報告された。

語り 4：あとは、もちろん、具体的にその自分の専門性とは違った専門性の人からコメントとかもらえれば、それがすごいヒントになるヒントになる。

この点については、特に困難さを感じる事例について、園外の専門家と繋がることで、適切な対応方法の助言を得ることができ、保育士による適切な子育て支援が可能になることが想定される。従って、今後の課題として、これらも展開できるシステム構築が求められるだろう。

D.考察

本システムを用いることで、F-SOAIP による項目の整理および共有のしやすさの可能性が示唆された。

また、特に F-SOAIP を用いることで、その場面を見ていない人も場が想定しやすいことがあげられる。

このことは、記録システムを媒介として、外部の専門家と繋がること、その際の情報共有の可能性として使用することができるだろう。

しかしながら、システムとして、UI が洗練されていくことが求められることから、今後、さらにシステムの使いやすさも構築することが求められるだろう。

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
勝浦 眞仁・上田 敏丈	諸外国における子育て支援の実態を探る	桜花学園大学保育学部研究紀要	26	61-72	2022
上田 敏丈ほか	保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題—アンケート調査の自由記述に着目して—	人間文化研究	39	13-26	2022

厚生労働大臣 殿

機関名 公立大学法人 名古屋市立大学

所属研究機関長 職 名 人間文化研究科長

氏 名 野中 壽子

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学推進研究事業

2. 研究課題名 F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発

3. 研究者名 (所属部署・職名) 人間文化研究科・教授

(氏名・フリガナ) 上田敏丈・ウエダハルトモ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	名古屋市立大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 国際医療福祉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 鈴木 康裕

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 令和3年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
- 研究課題名 F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発(21AA1001)
- 研究者名 (所属部署・職名) 大学院 医療福祉学研究科・特任教授

(氏名・フリガナ) 小嶋 章吾・コジマ ショウゴ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
			審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2023年 5月18日

厚生労働大臣 殿

機関名 埼玉県立大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 星 文彦

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発（21AA1001）

3. 研究者名（所属部署・職名） 社会福祉子ども学科・准教授

（氏名・フリガナ） 鷗末 憲子・シマスエ ノリコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 桜花学園

所属研究機関長 職名 学長

氏名 大谷

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 保育所における個別の配慮や支援を要する保護者等への効果的な子育て支援のための研究
- 研究課題名 F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発
- 研究者名 (所属部署・職名) 桜花学園大学保育学部保育学科・准教授
(氏名・フリガナ) 勝浦眞仁・カツウラマヒト

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

5. その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

諸外国における子育て支援の実態を探る

勝浦 眞仁 上田 敏 丈

Exploring the Reality of Childcare Support in Foreign Countries

Mahito KATSUURA and Harutomo UEDA

I はじめに

拙論（勝浦・上田，2021）において、保護者支援における保育士の抱える困難感を文献研究からモデル化することを試みた。保育士と保護者との関係性が、「関係構築期」、「関係葛藤期」、「関係困難期」と変容していく動態として捉えるとともに、各フェーズにおける保育士の困難感やその背景要因、ならびに、それぞれにおいて求められる保育士の専門性を明らかにしたものが図1である。

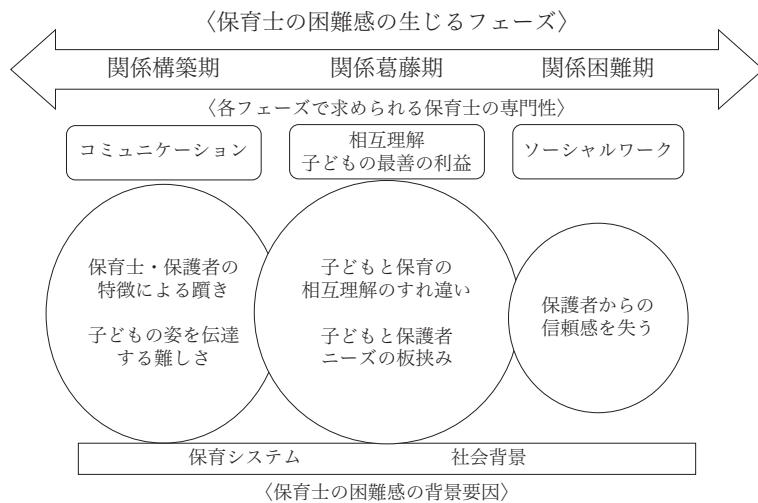


図1 保護者支援の各フェーズで保育士の抱える困難感とその背景（勝浦・上田，2021）

今後、このモデルを実際の保育の場で吟味していくとともに、保護者支援に有効なアプローチについて検討を深めていく必要がある。図1において、保育士と保護者との関係性に着目したように、保護者支援においては、家庭との連携のあり方が問われていくことになる。これは、保育士の専門性として保育所保育指針に位置づけられているが（厚生労働省，2017）、世界的な動向でもありと考えられる。例えば、全米乳幼児教育協会（以下、NAEYC⁽¹⁾とする）は、

家庭や地域との連携に関して、「家庭や地域の多様性について知り、理解する」、「尊重や相互作用を通して家庭と地域を支え、つなげる」、「幼児の発達と学びに家庭と地域を関連させる」といった保育者の養成基準を提示している (NAEYC, 2012)。さらに、保育の質評価の観点から保護者や家庭との連携に関するものを含むスケールも多くある (淀川・秋田, 2016)。

勝浦・上田 (2021) では、日本において生じていると考えられる各フェーズでの保育士の困難感に対して、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性が求められることを示したが、それらが具体的にどのようになされていくべきかについては、まだ十分に明らかになっていない。それゆえに、保護者支援において様々な課題が生まれていると考えられる。家庭との連携が保育士の専門性として世界的に求められる傾向が強まっている中で、諸外国における子育て支援から学び、日本により求められている子育て支援の新たなアプローチを見出す意義があると考えられる。

そこで、先に示した3つの専門性それぞれについて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援を文献研究により検討してみることとした。具体的には、「コミュニケーション」という観点から、保護者委員会というシステムの下、保護者が保育に積極的に参加しているデンマークの取り組みを検討する。次に、「子どもの最善の利益」と「相互理解」という観点から、保護者との合意形成や意見調整を重視してきたアメリカの取り組みを検討する。最後に、「ソーシャルワーク」という観点から、ネウボラの取り組みをしているフィンランドを検討することとした。

これら3つの観点は、別個のものというよりも関連し合っていると考えられることから、それらの連続性について最後に考察する。このように、諸外国における子育て支援の実態を検討していくことを通して、図1で示したような保育士の困難感に対してどのようにアプローチしていけばよいのかを明らかにしていくことが本稿の目的である。

次節では、デンマーク、アメリカ、フィンランドの順に、各国の保育の仕組みを第1項で述べ、第2項でそれぞれの特徴的な取り組みについて詳述し、保育者の困難感を軽減していくアプローチについて考察していくこととする。

II 諸外国における特徴的な取り組みの検討

1. デンマークにおける保護者委員会の取り組み

(1) デンマークの保育と保護者委員会

佐藤 (2012) によると、デンマークではコムネ⁽²⁾が子どもの保育に対して責任を持っているとされる。女性の就業率が高いことから保育サービスは不可欠であり、保育所の利用率が非常に高い。また、生後6カ月～6歳の就学前の子どもで、当該年齢の子どもを持つ親はすべて、コムネから保育サービスを受ける権利が保障されている。デンマークの施設の形態は、保育ママ、小規模保育所的な施設、保育所的な施設、幼稚園的な施設と多様にあり、公立と私立の

両方の施設がある（石田・是永，2017）。保育所ではペタゴ⁽³⁾と呼ばれる保育の専門職が、子どもたちの教育にあたっている。

保護者との「コミュニケーション」という観点から、デンマークの保育を検討したときに特徴的なのは、表1に示した保育サービス法（dagtilbudsloven）の15条に規定されている2箇条であり、保護者委員会の設置について言及されている。

表1 保育サービス法15条（佐藤（2012）の訳より抽出）

1. 保護者委員会は、コムーネによって定められた目的と枠組みの範囲内で、日常の保育の原則を決定し、保育所の予算の枠組みを定めることができる。
2. 保護者委員会は、保育所の雇用において任命権を持ち、自治体の管理者との面会に参加する権利を持つ。

このように保護者委員会は、利用者の参加と政治的決定過程への関与を目指して設置され、規定では雇用や予算など、保育所の運営に大きな権限をもつとされる（佐藤，2017）。この背景には、1997年に制定された社会サービス法により、保育所だけでなくすべての社会サービスに「利用者委員会」（brugerbestyrelse）の設置が義務付けられたことがある。利用者が政策決定過程に関与することが、デンマークでは一貫して求められてきたのである（佐藤，2017）。

日本においても、PTA活動などで保育活動に保護者が参加してくることはあるが、予算や雇用など保育所運営のコアとなる部分に参画していくことはほばないであろう。むしろ、子育て支援や保護者支援という概念に見受けられるように、支援をしなくてはならない存在として保護者を捉えてしまいがちである。日本と比較すれば、最初から保育に参画していく仕組みがあり、保護者の積極的な参加が促されることがデンマークの保護者委員会の特徴的な取り組みとして考えられる。では、保護者委員会には具体的にどのような参加の形態があるのであろうか。また、保育士に生じる困難感に対してどのようなアプローチが考えられるのであろうか。

(2) 保護者委員会の役割の検討と保育士の困難感に対するアプローチ

デンマークにおける保護者委員会の役割について、佐藤（2017）を参照しながら、公立保育所と私立保育所とで共通する面と相違する面を整理する。

共通する面と考えられるのは、「夏祭り、クリスマスなどの行事をペタゴと協働で主催し、実施する」点である。デンマークにあるすべての保育所の保護者委員会が、春・夏のパーティやクリスマスのイベントなどの開催に関わり、協働でイベントを開催している。また、「働く日」（arbejdsdag）もすべての保育所において設定されており、保護者がボランティアで保育所の園庭の掃除やペンキ塗りなど建物の修繕を行っているとされる（佐藤，2012）。なお、公立保育所に比べて、私立保育所の保護者の方がより積極的に労働力を提供しているとされ、ホームページ管理などの仕事を請け負っている場合があるようである。この背景には、私立保育所の保護者の方が保育所の運営により参画していることがあると考えられる。これについては、両者に相違する点において述べることにする。ここまで取り上げた、デンマークの公立および私立保

育所に共通する取り組みは、日本の保育所・こども園の保護者会として、イベントを保育者と協働して行っている園はあるだろう。また、保護者会の取り組みが活性化している幼稚園においては、こういった取り組みが頻回に行われている場合もあると思われる。では、相違する点はどこにあるのだろうか。

公立保育所と私立保育所の相違する点として、特徴的なのは保育所運営の意思決定過程への参加度合いである。違いを明確にするため、私立保育所の場合から述べる。私立保育所は、公立保育所とは全く異なる運営が行われており、保育内容は自由でコムーネからの干渉もない。保護者委員会の議題の中心は「雇用と予算」であり、園長の人事や保育所の改修について話し合われている。それに伴って、日常の保育内容や保育の質に関しては園長に一任されていたり、ペタゴが保育に集中できるよう、面倒な雑務を手伝うことが保護者の仕事として認識されていたりするようである。

このように、私立保育所の保護者委員会は保育所運営に直接の影響を持つ一方で、公立保育所の保護者委員会は保育所運営に間接の影響を持つとされる（佐藤，2017）。公立保育所の保護者委員会では、「雇用と予算」について議題として提示されるが、決定権があるのは園長である。意思決定過程の場に保護者がいるのではなく、園長が保護者から意見を聴く場であるとされる。ただし、公立保育所には保育エリア制度があり、そこに保護者組織が設置されている。この保護者組織には、エリア内の各保育所から保護者委員会の代表者が集まり、コムーネ全体の保育行政について話し合いを行う。よって、コムーネ全体の保育サービス運営そのものに関わることから間接的に影響を与えるといえる。公立保育所の保護者委員会において、保護者が意思決定に係わるものとしては、給食問題やおやつの問題などが挙げられる（佐藤，2017）。

これらは、日本の保育に鑑みれば、保護者会の活動範囲を逸脱する活動であると思われる。直接的にも間接的にも園の「雇用や予算」に保護者がかかわってくることはほとんどない。通常時の保育においてそのような主張をする保護者が現れた場合には、配慮を要する保護者として園から見られることもありうる。ただし、保育所の民営化や子ども園への移行、保育事故等の大きな事象が起こった場合には、保護者が参画せざるを得ない場合もあるだろうが、本論ではこの点については論じない。

ここまで見てきたように、デンマークの保育所の運営においては、利用者である保護者の意見を聴くことは当然のこととして組み込まれているのであり、佐藤（2017）がLarsenをもとに述べているように、「保護者の存在は欠くことのできないパートナー（samarbejdspartnere）」として捉えられている。日本の保育士が、この意識を持っていないわけでは決してなく、「子どもの最善の利益」のために、子どもを共に育てるパートナーでありたいと願う保育士は多くいるであろう。しかし、それが難しい状況もありえることは、拙論（勝浦・上田，2021）で示した通りである。

デンマークの保護者委員会の取り組みから浮かび上がってきたのは、保護者に保育所の活動への参画意識を持ってもらえるように促すにはどうすればよいのかという課題である。保護者

と保育士とが協働するイベントや保育士の仕事と考えられていたところを保護者にお願いすることができれば、子どもの姿を日常的に伝え合うことが可能となり、保護者と保育士との間で前向きなコミュニケーションの生まれてくることから、保護者の保育への参画意識を高めることは、保育者の困難感を和らげることに高めることにもつながりうると考えられる。

しかし、日本において、「雇用や予算」への参画も含めて、保護者にどこまで保育活動や運営への参画を求めることができるのだろうか。保護者の中には保育所の範疇を超える要求が出てくる可能性もあるし、逆に保護者の仕事の忙しさなども相まって、そもそも保育活動への参加が難しい可能性もありうる。それは保護者の事情や園の状況、地域性など様々な要因があるだろう。

保護者の保育への参画意識を高めることにも関連するが、保護者と保育士との間で、保育内容や保育ニーズについてどのように合意形成をしていくのかも大きな課題になると考えられる。この合意形成について先進的に取り組んできたアメリカの子育て支援について次に検討していくこととする。

2. アメリカにおける合意形成の取り組み

(1) アメリカの保育と合意形成

内田（2020）を参照し、アメリカの保育の現状について述べる。アメリカの場合は、州による権限が強く、州の教育省が学校制度を統括している。州によって異なる場合もあるが、一般に義務教育期間は6～17歳で、就学前1年間のKindergartenは義務教育、あるいは公教育として位置づけられている。

Preschoolと呼ばれる3～4歳児が何らかの教育機関に通っている割合は、2016年度の時点において52.7%で、OECD諸国の平均が81.9%であったことと比較すると、低い値になっている。また、2018年の全米統計によると、公立小学校入学前1年間の5歳児の84%がKindergartenに通っているが、4歳児においては68%、3歳児においては40%になっている。6歳未満で、Kindergartenに行っていない子どものうち、40%は保護者のみによって養育されており、残りの60%は何らかの保育を定期的にうけているとされる。具体的には、センターでの集団保育や家庭の身近な人による保育であった。

日本のみならず、先に見たデンマークと比べても、アメリカにおいては、すべての子どもに保育が行き届いていないことが分かる。これらの背景には、家庭の経済状況や人種・民族によって就学前教育や保育へのアクセスのしやすさが異なっていることがあり（内田，2020）、公平な就学前の保育・教育を実践していくことに課題のある現状がアメリカにはあるといえよう。このように、様々な家庭環境のあることが考えられ、それぞれの家庭のニーズに応じた多様な子育て支援が求められているといえる。

これは自閉症のある子どもの支援にもあてはまることで、多様なプログラムが保護者に提供されている。しかしながら、適切なプログラムの内容を裁判所の判断にゆだねなければならない事態が日常的にあるという指摘もある（石井・中村，2012）。保護者と支援者との間で合意

形成が必ずしもうまくいくとは限らない。そういったときに、どのようにして合意形成を図っていくのであろうか。

特別支援教育の領域で考えると、保護者と教育機関との審理件数は増加傾向である中で (Zirkel & Gischlar, 2008)、合意形成や意見調整・調停ための仕組みや工夫が公的・非公的にも整備されてきているとされる (山下, 2011)。その根拠となる法律が、障害のある個人教育法である IDEA (Individuals with Disabilities Educational Act) であり、システマチックな合意形成の過程を進められるようになってきている。保護者と支援者との間で裁判になる手前に、どのようなプロセスを踏んで合意形成を目指しているのかを検討することは、保護者支援において保育士に生じる困難感の軽減につながる知見を見出しうるのではなかろうか。次項では、IDEA を基に合意形成に至るまでのプロセスを検討する。

(2) 合意形成に至るまでのプロセスの検討と保育士の困難感に対するアプローチ

IDEA においては、6つの基本原則が示されている (高橋・田中, 2017)。すなわち、① FAPE (Free Appropriate Public Education, 無償で適切な公教育を受ける権利の保障)、② Zero Reject (すべての障害のある子どもたちの教育を拒否できない)、③ Fair Assessment (障害のある子どもは、アセスメントを受ける権利がある)、④ Due Process Hearing (学校区との合意形成が困難な場合には、ヒアリングを受け、ジャッジに決定してもらう)、⑤ Parents and Student Participation (個別教育計画のミーティングには、障害のある子どもも保護者も参加できるという原則)、⑥ LRE (Least Restrictive Environment, 最小制約環境で教育を受けさせる義務がある) の6つである。

これらの中で、保護者と支援者との合意形成において重要な働きをするのが、④と⑤の原則であると考えられる。⑤については、個別の教育支援計画の作成の際には、保護者の承諾が求められているように、日本においても浸透してきていると考えられる。一方で、④の Due Process Hearing については、まだ研究の知見が少なく十分に検討されていない。

高橋・田中 (2017) によると、カリフォルニア州の場合、学校区側と保護者側が合意できない場合には、法律に基づき Due Process をファイルする。ファイルを行った場合には、学校区が受け取った15日以内に、子ども側と学校区側の当事者のみで話し合いをもつ。そこで、合意形成ができればよいが、合意形成ができない場合には、オプションで、合意形成を目的として、第三者が入り、双方の意見を聴くミーティング (mediation meeting) が設定される。ただし、子ども側か学校区側のどちらかが希望しない場合には、このミーティングは開催されない。また、学校側が Due Process のファイルを提出する義務を怠っている場合には、保護者側が不服を申し立てするためのミーティング (resolution meeting) が可能とされる。

このように合意形成のためのシステムが、アメリカにおいては法律を基に整えられていることが分かる。これと比較して、日本においては、福祉の分野を中心に、苦情対応や苦情解決といったように、「苦情」という観点から考えられがちである。これは、社会福祉法第82条に「その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」

という文言があることが背景にあると考えられ、社会福祉法人の運営する保育所においては、その窓口が設定されている。

保護者と保育士との間で生じる様々な問題に対して、合意形成を目指すのか、それとも、苦情解決を目指すのかを考えたとき、問題を解決しようとする方向性は同じようであり、保護者と保育士、それぞれが相手に向き合うスタンスに大きな違いが生じているのではないだろうか。すなわち、保護者と保育士・保育所が合意形成を目指す場合、両者は対等な立場から問題の解決に向かうことになる。その結果として、合意形成がうまくいかない場合も生じることが前提になっているから、第三者の介入も視野に入れておく必要が生まれてくる。一方で、保護者の苦情に対して、保育士・保育所側がそれを解決することを目指す場合には、サービスを受ける側である保護者の苦情に対して、サービスを提供する側である保育士ができる範囲でそれに応えていこうとする構造をとることになる。両者の間に第三者が介入することもありうるが、そういった大事にならないように、当事者間の話し合いの中で収めていこうとする。

保護者と保育士との話し合いの中で解決していこうとする姿勢は否定されるものではなく、むしろ大切な姿勢であると思われるが、あまりにも保護者ファーストの姿勢が強まってくると、保育士の困難感が強く表れてくることになるだろう。「子どもの最善の利益」のための保護者のニーズであれば、保育士側も対応することを厭わないであろうが、「子どもの最善の利益」につながるとは思えない保護者のニーズや苦情に対しては、図1で示唆したように、子どものいまのニーズとの間で板挟みになってしまうのである。

つまり、「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換し、合意形成がなされていくならば、保育士の困難感は生じにくいと考えられる。しかし、保護者と子どもそれぞれのニーズに引き裂かれてしまうと、保育士は葛藤し、内面に困難感を抱え込んでしまうことになる。この困難感をできるだけ生じないようにしていくためには、保護者からの「苦情」という固定的な観念から脱却していく必要があるのではなかろうか。「苦情」と受け止めている限りにおいて、それに対応するという枠組みからも保育士側は抜け出せなくなってしまうのである。また、「子どもの最善の利益」のための話し合いであっても、合意形成に至らないこともありうる。そのときのために、専門家や指導員など外側からの違う視点から介入しうるシステムを作っておくことは保育士の支えになるのではないだろうか。

3. フィンランドにおけるネウボラの取り組み

(1) フィンランドの保育とネウボラ

澤田(2019)および三井(2019)を参照し、フィンランドの保育の概要について述べる。フィンランドでは、伝統的に多くの家族が核家族・共働きであるので、保育施設の量的な充実は国や自治体の重要な役割であった(Kela, 2019)。乳幼児期の教育・保育を一体的に捉えるECEC(Early Childhood Education and Care system)に沿って多様な保育サービスが展開されている。具体的には、パイヴァコティ(デイケアセンター、保育所)、プレプライマリー・スクール(就

学前教育施設)、オープンデイケア(自由参加型保育)、アフタヌーン・ケア(学童保育)、ファミリー・デイケア(家庭的保育)等がある。

ECECは子どもの幸福・福祉に焦点を当て、生涯教育の一部として展開されている。就学前教育への参加は義務であり、ほとんどが公立園である(石田・是永, 2017)。3歳未満は保育者1人に対して子ども4人、3歳以上は保育者1人に対して子どもが8人と法律上は定められている。どのような子どもも無条件で1日4時間の保育を受ける権利を有する。また、すべての子どもに個人カリキュラムが用意されており、作成に保護者も関与する。子どもに関して細やかな聞き取りがなされるとともに、保護者のさまざまな事情に対応できる仕組みになっており、保護者の安心とともに生活を支援する仕組みが整っている。子どもを取り巻く人々の生活を良いものにしなければ大人も子どもも幸せになれないのだという理念の実践があるという(廣橋・李, 2009)。

このように手厚い福祉国家であるフィンランドにおいて、昨今着目されているのが、ネウボラである。ネウボラとは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援のみならず、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートを目的としているものである(フィンランド大使館東京, 2022)。ネウボラはどの自治体にもあり、約850ある。妊娠期間中から出産後、そして、子どもが小学校に入学するまで定期的に通い、保健師や助産師を中心に専門家からアドバイスをもらうことができる場であり、同じ担当者が継続的にサポートすることで信頼関係を作りやすくとされる。1回の面談は30分から1時間で、医療機関の窓口として、出産入院のための病院指定、医療機関や専門家の紹介もされ、その情報は蓄積されていくとされる。

では、具体的にネウボラはどのような活動をしていくのかを中村・小柳・矢田ら(2020)を基に参照していくとともに、保育士の困難感に対してどのようなアプローチが可能かを検討する。

(2) ネウボラの検討と保育士の困難感に対するアプローチ

出産後の子どもを対象とする「子どもネウボラ」では、子どもが4カ月、18カ月、4歳に達した際に健康診査を行うとされる。ネウボラナースが、家族の健康状態や生活習慣について、ガイドラインをもとに両親から丁寧な傾聴が行われている。子どもが4歳であれば、子どもからも聞き取りを行っており、子どもだけでなく家族全体という観点から変化を話し合う姿勢が明確であったとされる。また、保護者の意見として、担当者が同じかどうかはあまり大きな問題ではなく、子どもが誕生してから今までの健診の結果がすべて一元管理されていて、それをもとに毎回丁寧な対話がなされることに安心感を抱いていることが述べられていた。

さらに、4歳の健診においては、遊びの場面における子どもの長所と発達に関する保育者の気づきが重要であることから、パイヴァコティでの保育者の子どもに対する見立てを保護者もネウボラにて共有されているとのことだった。また、これを基に先に述べた個人カリキュラムである個別教育計画(Vasu)が作成される。ここでは、保護者のみならず、子どもも参加して

いるとされていた。

日本においても、乳幼児健康診査等の母子保健システムにより、子育てを支えようとする取り組みは行われてきている。世界と比しても優れた仕組みが日本にはあるが、保育士の困難感という観点から、ここまで提示してきたフィンランドのネウボラと比較してみたときに、保育士の見立てを保護者や子どもと共有できる場が日本にあるだろうか。さらに、保育士の見立てをもとに保護者や子どもも交えて関係者が対話し、個人プログラムの作成につながる仕組みは、日本にはない特徴的な取り組みである。つまり、母子保健において、保育士が連携を図る「ソーシャルワーク」が自然と組み込まれている。このように日常から外部とのつながりがあることは、保育士の立場の支えになりうる。

現在の日本の母子保健システムにおいて、保健師と保育士が日常的に情報共有できているわけではない。健診で発達に気がかりな面があり、保健師が保育所に問い合わせることはあるだろうし、行っている園で子どもの発達に課題があると考えられる場合には、保育所側から3歳児健診の結果を問い合わせることはあるだろう。何か気がかりなことがあったとき、その子どもについてお互いに問い合わせがなされることはありえるが、すべての子どもたちについて共有されているわけではない。現在の日本において、子どもに関する情報の主たる担い手は保護者一人ひとりであり、その記録として、母子手帳がこれまで重要な役割を果たしてきた。

一方で、フィンランドにおいてはネウボラという仕組みの下、ネウボラナースを中心として、すべての子どもにおいて情報が共有されている。また、そこには保育士が情報を提供できるのみならず、その情報を保護者だけでなく子ども自身も共有しているところが特筆すべき点であるといえよう。このように情報が共有できているのであれば、保護者との信頼関係が損なわれてしまうケースを避けることができ、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減することにつながるであろう。日本においても、保護者のみならず、健診に携わった保健師など、子どもにかかわってきた人々と保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出していくことが今後求められるのではあるまいか。

一方で、ネウボラのシステムにおいても、家族の情報が少なく、虐待、ネグレクト、親の精神的な問題で十分に養育できないなどの家族がいる中で、そのサポートに十分な時間やリソースが取れず、保護者との信頼関係が築きにくい場合もあるという課題が指摘される（Pölkki & Vornanen, 2016）。これは日本でも多く想定されることであり、システムがあったとしても、すべてが上手くいくわけではない。こういった場合には、どのような情報共有が可能なのかはこれからの課題である。

III. 本研究の結論と今後の課題

ここまで、図1のモデルを起点として、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性をどのように発揮していけばよいのかをデンマーク、アメリカ、

フィンランドの子育て支援をもとに検討し、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減するためのアプローチについて考察してきた。デンマークの保護者委員会の取り組みからは、保護者の保育への参画意識を高めることの必要性、アメリカの合意形成の取り組みからは、「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換する必要性、フィンランドのネウボラの取り組みからは、保護者のみならず、子どもにかかわってきた人たちと保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出す必要性について述べてきた。これらが実現されていくなれば、保護者支援に対して、保育士の抱える困難感は和らいでいく筋道になりうる。

ここまで見出してきた3つの必要性について共通しているのは、保護者が子どもの保育に携わる一員であるという意識が各国において強くあることであった。保育士が保護者をクライアントとして捉えるのではなく（中島，2014）、保護者と保育士とが「子どもの最善の利益」のために、共にその育ちを支える人として、パートナーシップを結ぶことを大切にしていることが各国の取り組みにおいて見出された。北野（2017）が述べているように、家庭教育の支援（Support）から、家庭との連携（Involvement）へ、さらに家庭との協働（Partnership）へと変遷してきた側面があると考えられる。

もちろん日本の保育において、家庭との連携および協働を全くしてこなかったというわけでは決してなく、ここまでの本論に述べてきたように、取り組んでいる園は数多くあると思われる。しかし、保護者支援が保育士の困難感として表れているのは、その家庭との連携や協働がまだ十全には機能していないからではなかろうか。また、フィンランドのネウボラナースの取り組みを考慮すれば、子育て支援において保育士にどこまでの役割を担ってもらうのかを明確にするための議論が必要なのではないだろうか。

実際、ここまで見てきた各国においては、法律上またはシステム上において、保護者の参画を位置付けている。しかし、日本において、保育に保護者の参画が位置付けられているとは言い難い。むしろ、母子手帳の管理において暗に指摘したように、日本では保護者が第一義的に子どもの養育を担う人であり、保育士や保健師等は保護者の養育をサポートする人と位置付けられている。

子育てに携わる枠組みの中で、保育士、保健師などと対等に、保護者もその一員として子どもの育ちについての対話を重ねていくという構造が諸外国では中心であるのに対して、保護者が養育の最たる担い手として子育ての中心に位置し、その周辺で保育士や保健師にサービスを求めて、その対価を支払うとともに、保育士もそのサービスに応えようとする構造が日本において暗黙のうちに染み渡ってしまっているのではないだろうか。保護者を支援される人、「苦情」を言う人とする枠組みを打破していかなければ、真の子育て支援にならないと考えられる。

一方で、核家族や共働き世帯が増え、日々忙しくなっている保護者にどこまでの保育への参画を求められるのかも課題である。保育所や子ども園などの保育士が保護者に呼びかけたとしても、参画するのはごく一部の人になってしまう可能性が否めない。また、子どもの発達に対して不安や心配を抱える保護者も多くあり、子どもを評価されることに抵抗感のある保護者も

いる。

上記のような課題も残るが、諸外国のように、保護者と保育士とが対等な立場から子育てについて対話する関係性、パートナーシップを創り出していくことが日本に求められている。法的またはシステムによるアプローチは現状難しいが、「子どもの最善の利益」のために、子どもに関する情報を共有する基盤となる活動がその突破口にはなりうる。例えば、連絡帳や成長のアプリの記録などがあげられよう。

今後の課題

本稿においては、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性を深掘りしうる各国の取り組みを部分的に取り上げたため、全体のシステムとしてどのように捉えればよいのかについて言及しきれていないところが残った。稿を改めて議論していくこととする。

注

- (1) National Association for the Education of Young Children の略称である。
- (2) コムーネ (Kommune) は、市町村に相当するデンマークの基礎自治体である。
- (3) ペダゴグ (Pædagog) は、英語では“social educator”または“social pedagogue”と訳されることが多い。また、子どもだけでなく障害者ケアの現場でも働くことされる。
- (4) 全般的な執筆は第一著者が担当し、原稿の確認を第二著者が担当した。

引用文献

- フィンランド大使館東京 (2022) フィンランドの子育て支援, <https://finlandabroad.fi/web/jpn/japanese-childcare-system>, アクセス日: 2022年9月12日
- 廣橋容子・李相済 (2009) フィンランドにおける子どもと保護者への支援. 国際研究論叢22(3), 55-66.
- 石田祥代・是永かな子 (2017) 心理的・福祉的諸問題に注目した義務教育諸学校における児童生徒支援に関する研究—デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・フィンランドにおける支援システムモデルの特徴と課題から—, 北ヨーロッパ研究13, 9-19.
- 石井正子・中村徳子 (2012) ニューヨーク, ボストンにおける自閉症児教育—多様な教育プログラムと保護者による選択—, 学苑・初等教育学科紀要860, 82-97.
- 勝浦眞仁・上田敏丈 (2021) 保護者支援における保育士の抱える困難感のフェーズを探る—保育士による保護者支援のための文献研究—, 桜花学園大学保育学部研究紀要24, 35-50.
- KELA (2022) フィンランド社会保険庁公式ホームページ, <https://www.kela.fi/web/en>, アクセス日: 2022年9月10日
- 北野幸子 (2017) 家庭との連携に関する保育者の専門性に関する検討, 保育学研究55(3), 9-20.
- 厚生労働省 (2017) 保育所保育指針, フレーベル館.

- 三井真紀 (2019) フィンランドの保育における共生の現状—幸福の国で親になる移民—. VISIO49, 51-57.
- NAEYC (2012) 2010NAEYC Standards for Initial & Advanced Early Childhood Professional Preparation Programs: For use by Associate, Baccalaureate and Graduate Degree Programs. NAEYC.
- 中村千恵 (2014) カリフォルニア州における移行期における保護者支援の理念と取り組み. 心理社会的支援研究 4, 37-50.
- 中村恵・小柳和喜雄・矢田匠・矢田明恵・古川恵美(2020)共主体が育まれる学習環境の検討—フィンランドにおける対話による示唆—. 畿央大学紀要17(2), 11-20.
- Pölkki, P. L., Vornanen, R. H. (2016) Role and Success of Finnish Early Childhood Education and Care in Supporting Child Welfare Clients: Perspectives from Parents and Professionals. Early Childhood Education Journal 44, 581-594.
- 佐藤桃子 (2012) デンマーク市における「利用者委員会」の役割に関する研究—オーデンセ市の保育所と保護者委員会の事例からの考察—. 地域福祉研究 40, 68-77.
- 佐藤桃子 (2017) デンマークの保育所における利用者参加の展開—保護者の「発言」の経路と機能—. 北ヨーロッパ研究 13, 21-34.
- 澤田真弓 (2019) フィンランドの特別支援保育プログラムについて—保護者との協同と言語教育の視点から—. 兵庫大学論集 24, 59-69.
- Siraj, I., Kingston, D. & Melhuish, E. (2016) 保育のプロセスの質評価スケール(淀川裕美・秋田喜代美, 訳) 解説 代表的な保育の質評価スケールの紹介と整理. 明石書店. 88-89.
- 高橋眞琴・田中淳一 (2017) 障害者差別解消法と学校教育—米国カリフォルニア州での特別教育を経験して—. 鳴門教育大学学校教育研究紀要 31, 33-39.
- 内田千春 (2020) アメリカ合衆国の乳幼児期のケアと教育の現状と研修システムを通じた改革への動き. 保育学研究 58(2・3), 205-215.
- 山下晃一 (2011) 保護者との合意形成及び意見調整・調停の仕組み—アメリカの場合: 教育行政・制度研究の立場から—. 日本教育学会第70回大会, 77.
- Zirkel, P. A. & Gischlar, K. L. (2008) Due Process Hearings Under the IDEA. Journal of Special Education Leadership Vol. 21 Issue 1, 22-31.

付記

本研究は、厚生労働科学研究費補助金による「F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発」(21AA1001)の助成、および、JSPS 科研費「知的障害・発達障害のある幼児を育てる両親の well-being に関する研究」(21K13563)の助成を受けた。

(受理日 2022年9月14日)

[学術論文]

保育士が困難感を感じる保護者支援の実態と課題

—アンケート調査の自由記述に着目して—

Problematic Aspects and Actual Conditions Experienced by Day Care Center Educators in Parental Support: A Questionary Based Research

上田 敏丈・加藤 将希・清水 千里・瀬古 杏南
タントン ナターシャ・出口 志穂・ジョウ エイ・ヨウ ギョウトウ
Harutomo Ueda, Masaki Kato, Chisato Shimizu, Anna Seko,
Natasha Tanton, Shiho Deguchi, Ying Nie, Xiaotong Yang

1. 研究の背景と目的
 - 1.1 研究の背景
 - 1.2 目的
2. 方法
 - 2.1 調査方法
 - 2.2 調査内容
 - 2.3 研究協力者
 - 2.4 倫理的配慮
3. 結果と考察
 - 3.1 分析結果の概要
 - 3.2 子どもことに由来する困難さを感じた事例
 - 3.3 保護者自身に由来する困難さを感じた事例
 - 3.4 保育士自身に由来する困難さを感じた事例
 - 3.5 文化や組織に由来する困難さを感じた事例
4. おわりに

要旨 保育園における保護者支援について、具体的にどのような場面でどのように支援されているのかについては十分に明らかになっていない。そこで本研究は、保育士に対するアンケート調査のうち、自由記述の部分から、具体的な事例と支援の取り組み、課題について明らかにする。アンケート調査は、A 県の保育士に対して実施をし、209 名から回答を得た。その結果、困難さを感じた事例として、①子どもに由来する困難感、②保護者に由来する困難感、③保育士自身に由来する困難感、④文化や組織に由来する困難感に分類された。保育士が保護者支援において感じる困難感の背景は多様であり、単独での解決は難しく組織的な対応が求められる。特に保護者に由来する困難感については、行政等

からの介入などの支援も必要であることが示唆された。

キーワード：配慮の必要な保護者、保護者相談、保育相談支援

1. 研究の背景と目的

1.1 研究の背景

保育士は、児童福祉法 18 条の 4 において「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」ものである。子どもの保護者に対する保育に関する指導とは、「保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」（厚生労働省 2018,p.328）を指している。従って、様々な子育てへの不安やニーズを抱える保護者に対して、保育士は丁寧に関わり、支援を行う必要がある。

保護者支援には、様々なニーズがあり、それぞれの場面において保育士がどのように対応しているのかについて研究蓄積がなされている。例えば、伊藤（2017）は、連絡帳を媒介とした乳児の保護者への支援について報告しており、大塚ら（2018）は、気になる子どもをもつ保護者への支援について報告している。その他にも、保護者支援における保健師との連携（大塚 他, 2019）、精神疾患を有する保護者への支援に関する調査（赤瀬川, 2020）など、多面的な検討がなされてきているといえよう。

一方で、保育士の離職理由として、このような保護者支援や保護者対応を含めた人間関係によることが多く（赤塚・柁宜, 2020）、実際に保護者対応に対して保育士の抱える困難感の研究は多数、散見される（岸本・岡崎女子大学, 2019; 岩切・若宮, 2020）。例えば、勝浦・上田（2021）は、保護者支援における保育士の抱える困難感に関する 15 件の先行研究を対象として分析を行っている。その結果、保育士の抱える困難感を「関係構築期」「関係葛藤期」「関係困難期」と 3 つの時期に分け、それぞれのフェーズで求められる保育士の専門性の違い、感じる葛藤や課題の違いについて明らかにしている。

しかしながら、これまでの研究では、具体的にどのようなケースにおいて、保育士が困難さを感じながら、保護者支援を行っているのかは明らかになっていない。よって本研究では、保育士へのアンケート調査から具体的な事例と支援の取り組み、課題について明らかにする。

1.2 目的

本研究の目的は、保育園の保育士が感じる保護者支援についての実態と課題に対するアンケート調査から、自由記述部分を対象とし、具体的な事例の類型とそこで行われた保育士の支援及び感じている課題について明らかにする。

2. 方法

2.1 調査方法

本調査は、2022年2月から2022年6月までオンライン（google フォーム）を利用して行った。調査協力は、A 県における複数の市町村の当該部局に依頼を行い、各保育所へアンケートへの依頼文書とリンクを記載した書類を配布した。

2.2 調査内容

アンケートの内容は大きく次の4つである。①フェースシート、②保護者支援において最も困難さを感じた事例、③2 番目に困難さを感じた事例、④情報の共有方法について、である。この中で、本調査では②と③の自由記述の事例を分析の対象とした。

2.3 研究協力者

アンケート協力者は、209名であった。アンケートの協力者の属性は、性別では、女性 184名、男性 20名、その他・未記入 5名、年代では、20代 52名、30代 64名、40代 26名、50代 42名、70代以上 20名、不明・未記入 5名、勤務園では、公立保育所 77名、私立保育所 68名、認定こども園 40名、小規模保育所 6名、その他・未記入 18名であった。

2.4 倫理的配慮

アンケートは、書面で研究目的を伝えた上で、回答は自由であること、不利益のないことを伝え、協力可能な保育士にのみ回答してもらった。

3. 結果と考察

3.1 分析結果の概要

以下、アンケート調査から得られた自由記述（最も困難さを感じた事例、二番目に困難さを観じた事例）について、記述された内容を複数名で協議のもと、コーディングを行い、類型化を検討した。その結果、4つに分類された。また、該当事例が長期化しているかどうか、事例がどのように解決されたと感じているのかについてクロス集計を行ったものが表 1 である。表 1 から、長期化したと感じる事例ほど、未解決や消極的解決となっていることが示された。

表 1 困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向

		解決			合計
		肯定的解決	消極的解決	未解決	
長期化	している	11	33	92	174
	していない	21	29	22	86
	不明	0	0	0	6
	合計	32	62	114	266

3.2 子どものことに由来する困難さを感じた事例

3.2.1 概要

子どもに由来する困難さを感じた4つの事例のうち、最も多かったのが子どものけがによるものであった。表2から、長期化した事例では肯定的に解決されたものもあるが、長期化していない事例と比較すると少なく、消極的解決及び未解決で終えた事例が目立つ。

表2 子どもに由来する困難さを感じた事例の小カテゴリ別事例数

小カテゴリ	事例数
子どものけが	20
子どものけんか	14
子どもの発達不安	19
子どものいじめ	4

表3 子どもに由来する困難さを感じた事例の長期化と解決のクロス集計

		解決				合計
		肯定的解決	消極的解決	未解決	不明	
長期化	している	5	1	21	2	29
	していない	8	0	2	8	18
	合計	13	1	23	10	47

3.2.2 特徴的な事例について

以下、回答された自由記述から事例を紹介し、保育士の対応を考察する。

事例1 小カテゴリ：子どものけが（長期化している／消極的解決）

3歳児のAがBちゃんを殴って目の周りにあざを作った。Aの母はBの自宅まで行ってBの保護者に謝ったが、菓子折れも持ってこないトラブルになる。誠意の示し方が双方違っており、訴訟を起こすと息まっていたB父だが、園側で双方を呼び話し合いの機会を持つ。最終的にはB父の振り上げたこぶしを下ろすためA母に土下座を求める。A母と園長が土下座をして事は終わった。A母に土下座をさせたことは今でも申し訳ない思いが残っている。

事例2 小カテゴリ：子どものけんか（長期化している／未解決・継続）

AがBを叩いて、少し鼻血が出た。Bの保護者から「いつもBはAくん殴られている」と訴えられた。時々AとBのトラブルはあったが、実際はBはCやDともトラブルを起こしていた。勘違いした保護者から、「担任をやめろ」と言われ、2週間毎日家庭訪問を行った。

長期化している事例は頻度が高い場合やけがが重度な場合（目の周りのあざ、前歯変色、唇を切る、通院が必要なけが等）、園・相手の保護者の対応に不満を抱いた場合が挙げられた。

子どものけがが原因となる事例では、けがの原因の所在によって保育者の対応が異なる。取り上げた事

例のように、けがの原因が他の子どもにある場合、けがを負った側と負わせてしまった側がいるため、両者の保護者へ対応することが求められる。また、けがを負わせてしまった子どもの保護者とする対応も解決において重要であると考えられた。事例では、けがを負わせてしまった A 母が B の自宅まで行き謝罪している。しかし、誠意の示し方の相違が原因となり事態は長期化している。この場合、保育者は両者の仲介役として機能しており、A 母と一緒に B 父が納得する誠意を示し解決に至っている。

問題が長期化した原因として、子どものけんかによる子ども同士の関係悪化が保護者同士の関係悪化に繋がった事例が複数見られた。また、園の対応に不満を抱いた事例や子ども同士の関係の悪さそのものが長期化していた事例も挙げられている。

取り上げた事例では、子どものけんかが原因で生じたけが（鼻血）がきっかけとなり、園での子ども同士の関係性に対する保護者と園の認識のずれが浮き彫りとなったといえる。保護者は継続している子ども同士の関係の悪さやその問題に対応しきれていない保育者に不信感を抱いていると考えられ、事例にある担任保育者への発言に至ったと推察する。

保育者が2週間、家庭訪問を行い対応したことから保護者との信頼関係の築き直しに尽力したことが伺える。子ども同士の関係性は日々の積み重ねであることから、保育者の日々の対応が重要視される。

事例3 小カテゴリ：子どもの発達不安（長期化している／肯定的解決）

療育に通った A は父から母への DV を見て育ち、家庭では手のかからない子どもだったが、保育園では毎日のように問題行動を起こし、他の保護者からも苦情が来ていた。離婚した母は苦悩し、年長クラスの夏頃、転園を希望したが「この子を理解できるのは私とこのクラスの子どもたちだけだよ」と話し、転園を引き止めた。その後、信頼関係の中で子どもも問題行動がなくなっていき就学した。その時の子どもと保護者への関わりとクラス運営は私自身かなり力を入れて取り組み、その後の糧となった。

事例4 小カテゴリ：子どものいじめ（長期化している／未解決）

賢く頭を使いたいじわるをする A。気に入らない事があるわけではなく、面白半分。友達の上靴をゴミ箱に入れたり、体を押しつけて見えないように相手のお腹をつねったり、ストレスを発散しているかのようだった。保護者も孤立してしまい困っていた。私も次々と起こるトラブルを毎日のように伝える事が辛かった。良い方法がなかなかみつからなかった。

子どもの発達への不安がきっかけとなっている場合、長期化している事例が圧倒的に多かった。その要因として、保護者に配慮が必要であったり、理解を得ることが難しかったりすることが挙げられる。

事例では、家庭環境にも問題があり、保育者は発達に不安を抱える子どもだけでなく、苦悩する母親にも寄り添った対応を取っている。保育者が子ども及び保護者に対して長期的できめ細やかな対応をしたことが肯定的解決に繋がったと考えられる。

子どもの発達への不安が一番の原因と判断される場合であっても、家庭環境や保護者の不安定さ等、問題が複雑に絡み合っていることが他の事例からも明らかであり、保育者が難しさを感じる原因になり得ると考えた。

子どもに由来する困難さを感じた事例として、子どものいじめは最も事例数が少なかった。長期化している事例では、リーダーとなる子どもが存在していたり、保育者が把握できないようないじめを行っていたりしたことが背景として挙げられる。

取り上げた事例では、園で生じたトラブルを保育者に報告し対応していた。いじめの対象について明記されていないことから、いじめた側、いじめられた側の子ども全ての保護者への対応が求められる。トラブルが生じる度に報告といった保護者対応を行うが、いじめの原因を解決しない限り、長期化すると考えられる。いじめは保育者が全て把握できるところで行われているとは限らないため、解決に困難さが生じる。

3.3 保護者自身に由来する困難さを感じた事例

3.3.1 概要

本カテゴリーの事例は、130であった。事例数は保護者からの要望、家庭での生活環境、保護者の精神的不安定さが原因とみられるものが多かった（表4）。

表4 保護者自身に由来する困難さを感じた事例の小カテゴリー別事例数

小カテゴリー	事例数
保護者からの要望	29
家庭での生活環境	24
保護者の精神的不安定さ	24
保護者の育児放棄・虐待	21
モンスターペアレント	20
保護者間トラブル	7
保護者が発達障害	3
家庭の経済問題	2

保護者自身に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向を表5に示した。残差分析では、長期化している場合に肯定的解決が有意に少なく、未解決が有意に多かった。また、長期化していない場合に肯定的解決が有意に多かった。

表5 保護者自身に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向

		解決				合計
		肯定的解決	消極的解決	未解決	不明	
長期化	している	5	12	29	30	76
	していない	7	2	2	3	14
	不明	0	0	0	5	5
合計		12	14	31	38	95

3.3.2 特徴的な事例について

以下、特徴的な事例を紹介し、保育士の対応について考察する。

事例5 小カテゴリ：保護者からの要望

初めての園生活だが、園からの説明に納得がいかず、母が強い口調で園へ思いを訴えたり職員への不信感をあらわにしたりしていた。また、園では対応が難しいことへの要望が多く、それを伝えたとこ、どう責任をとるのか、と怒ることもあった。

入園後に体重が減少した点について心配した母から、もっと食べさせてほしい、食事について細かに情報を提供してほしいとの訴えがあった。家庭でも配慮するようお願いしたところ、家庭へ丸投げか、と立腹。園長、看護師に相談し、園医へ相談。家庭では決めた量しか与えていなかったが、食べただけ食べさせるようにと園医から指導をしてもらい、体重減少は解消した。

その他様々な場面で母の不満は出たが、本児の成長、友だち関係の広がりから、母の雰囲気も変わりつつある。

保護者の話を聞いて意思の疎通を図っている。保育士側は時に園長や主任も交えて保護者の話を聞いている。多くが保護者の意思を尊重したり、話を傾聴する姿勢を取ったりしている。保護者との対話を通して両者が納得すれば、肯定的な解決に至ることがある。

保護者の思いが強く、園の保育方針と合わない場合にこの問題が起こることが多いと考えられる。また、園内部の事情を保護者が理解できない場合にも起こりうる。

事例6 小カテゴリ：家庭での生活環境

ひとり親家庭で男児一人を母が主に養育している。母の年齢も若く、生活に手一杯感があり、登園時間も不安定で、児童相談所が介入するケースもあった。愛着関係に課題を抱えるお子さんで、友達に対して攻撃的な態度をとったり大人に対して過度に甘えたりするなどアンバランスさがあった。母自身も一人で抱え込んでいる様子だった。

日頃からの関係作りに努めていたが、表面的には関係ができてきたと思ってもどこかつながりきれなさを感じ、難しさを感じた。

家庭での生活環境に関する援助について石田ら（2004）は、「保育所においてソーシャルワーク援助が円滑に実施されるためには、地域にある機関・施設・団体等とのネットワークが必要不可欠である」と述べている。

本ケースではコミュニケーションを図ろうと努めているが、根本的な解決につながらないことが多い。今回のケースでは、保育者は保護者との関係ができてきたと感じる一方でつながりきれなさも感じており、生活環境へ介入するほどの関係性には至っておらず、地域の機関等へのアプローチへとつなげられずにいると考えられる。

家庭環境についてはプライバシーの問題や保護者の抵抗感があることから、園側が積極的に介入しづらく、また、ひとり親家庭や親子関係の不平等、保育園という施設単一では解決を図りにくい。

事例7 小カテゴリ：保護者の精神的不安定さ

場を仕切りたがる男児Aと、その遊びに入りたがる男児B。Aは時おりBをばかにする発言が見られた。Bは怒りっぽく、Aの言動を受けて手が出たりその場から離れていったりすることがあった。AがBに押されて体を机にぶつける等のトラブルもたびたびあった。Aは家でそれを母親に話し、Bの名前がよく出てくることに不満をもったためか「担任がきちんと見ていないのではないか」と母親から園に苦情があった。

母親は精神的に不安定な面があり、その時の精神状態で担任と話す際の表情が変わる。Aとは送迎の際もあまり関わろうとせず、Aの妹のほうを抱きしめたり笑顔を見せたりする。

母親の話を受け止め、クラスでもAとB双方の様子を見ていくことを約束した。

その後も母親はたびたび不信感を示すことがあったが、AとBの間に起こったトラブルを気にせず「大丈夫ですよ」と言う場合もあった。子どもの卒園により解決。

上記と同じくコミュニケーションを図ろうと努めているが、解決できるか否かは保護者の気分に左右される。対話が成立しなかったり継続的な対話ができなかったりすることが多いと考えられる。

また、保護者由来の問題は長期化するケースが多く、長期化した場合、肯定的に解決することが少ない。保護者との対話を通して肯定的解決に至る場合があるが、家庭環境に問題がある場合や保護者自身に精神的不安定さがある場合は対話での解決が難しい。その結果、長期化してしまうと考えられる。

3.4 保育士自身に由来する困難さを感じた事例

3.4.1 概要

保育士自身に由来する困難は、「保育士の対応ミス」「保護者とのコミュニケーション不足」「保育士の能力不足」の3つの小カテゴリに分けられた。「保育士の対応ミス」に由来する困難が最も多かった(表6)。

表6 保育士自身に由来する困難さを感じた事例の小カテゴリ別事例数

小カテゴリ	事例数
保育士の対応ミス	25
保護者とのコミュニケーション不足	13
保育士の能力不足	10

保育士自身に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向を表7に示した。肯定的解決に至った事例は少なかった。残差分析では、長期化している場合よりも長期化していない場合に肯定的解決が有意に多かった。また、長期化していない場合よりも長期化している場合に未解決が有意に多かった。

表 7 保育士自身に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向

		解決			不明	合計
		肯定的解決	消極的解決	未解決		
長期化	している	0	11	13	2	26
	していない	4	13	5	0	22
	合計	4	24	18	2	48

3.4.2 特徴的な事例について

事例 8 小カテゴリ：対応ミス

長時間保育時間に A が B に噛まれた。恐怖やあまりの痛さに声も出せず、ただ噛まれるだけだった A。何か所も噛み跡が残っていた。

長時間保育者が『何も言わなかったから気がつかなかった。』などの言葉で A の保護者を傷つけてしまい、（保護者は）市役所へ抗議に向かった。

噛みつきは、乳児の成長過程で見られるトラブルとして珍しくないものである（細田 他, 2016）。言葉で大人に伝えることがまだ難しい 1 歳～2 歳の乳幼児が、手ではなく口で噛むことで意思表示をするから、または心が不安定であったり、攻撃的な気持ちではなく仲良くなりたい場合も起こる行動である。しかし、今回の事例では数回に及んでおり、日常的に注意深く保育していれば保育現場で気づくことができる事例であると思われる。また、再発する前に園内で情報共有しておくことで、複数の保育士によって防止できた可能性もある。まだ言葉で伝えるのが難しい乳幼児の未熟な「発信力」に頼った上、気づかなかったことに対して、保育士だけではなく園としての対応が求められる事案であり、保護者に保育者や園に対する不信感を与えた自覚を持つことができていなかったのではないかと考えられる。

事例 9 小カテゴリ：コミュニケーション不足

0 歳児クラスで 4 月から入園し 9 月に起きた。帰宅したら体にあざがあった。どうしてできたのか、不安で預けられない、保育士が虐待しているのではないかと疑われその後登園させないと判断された。保育士は自宅に伺って謝罪した。

春からの担任とは話せていたが、9 月に育児休業明けで復帰した職員とはコミュニケーションがまだ十分にとれておらず、その職員の日々の対応が春からいた職員と違い、端的に話すタイプだったことから、信頼関係を結びづらかった。また、母親が送迎をしていないため、園での様子を直接見る機会が少ないことも保育園を信頼していただくことが難しかった要因の一つであると感じる。その後、再登園しないまま、退園に至った。

乳児が保育現場で怪我をした際には、保育者が保護者に対して十分な説明をすることが求められるが、不十分であったために保護者に不信感を与えた。また、母親がもともと送迎をしていなかったために、保育者とのコミュニケーションができる環境が少なかったと保育園が捉えたことが考えられる。しかし、近

年の男女共同参画の推進が重要視されている中、送迎を父親や同居する家族または外部サービスの雇用された者が行うことも増えている。保育者は把握する保護者の数が増えることで混乱することもあると考えられるが、子どもや保育園との関わりが母親だけではないということを保育士や園が理解を深めていく良い機会であると考え。また、ベビーシッター、ファミリーサポート事業などの利用者も増えていることも、保育士や園が理解し、伝達する方法の工夫などを検討していくことが求められている。

事例10 小カテゴリ：能力不足

嘔みつきが多い子どもの保護者に対し嘔みつきの報告をした際に、その保護者はほかの子どもより嘔みつきが多いことを気にしていた。どうすればいいのか分からないということを書いていたが、どう声をかければ良いか分からなかった。

保育士が嘔みつきに関する知識不足であったために、保護者の抱える不安に対して適切な対応ができなかった。嘔みつきは本調査でも多く挙げられた事例であり、知見の蓄積もあるだろう。知識を身につけるために、専門家による研修や保育士間での情報の共有を強化していく必要がある。

また、当たり前ではあるが、親は子どもが生まれた瞬間から「保育者のプロ」になるわけではない。特に初めての育児では、すべてが初めてのことばかりで手探りで保育している。保育園を利用する働く親にとっては、問題について詳しく調べる時間もないほど目まぐるしい日々であることが多く、我が子の育児について相談できる人が周囲に潤沢にいる環境であることは少ない。そこで、保育者が園児の登園・降園の保護による送迎の際などを利用して、成長の過程で起こりえることをわかりやすく伝えたり、参考となる資料や冊子を提供するなど、保育者と保護者間のコミュニケーションを深め、保護者の心配事や困りごとを傾聴し不安感を和らげながら、相互協力しながら園児の成長をサポートしていこうという体制づくりに努めていくことが非常に大切である。それは、保育者にとっても、保護者にとっても、信頼関係の構築によって安心して保育する環境づくりになり心の拠り所が生まれる。そして、それが保育される園児にとっても安心して過ごせる土台づくりの醸成につながるのではないかと考える(岸本・武藤, 2018)。

3.5 文化や組織に由来する困難さを感じた事例

3.5.1 概要

文化や組織に由来する困難は、「外国人対応」「園と家庭との認識のずれ」「保育園の環境問題」の3つの小カテゴリに分けられた。「園と家庭との認識のずれ」に由来する困難が最も多かった(表8)。

表8 文化や組織に由来する困難さを感じた事例の小カテゴリ別事例数

小カテゴリ	事例数
外国人対応	7
園と家庭との認識のずれ	35
保育園の環境問題	5

文化や組織に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向を表9に示した。肯定的解決に至った事例は少なかった。残差分析の結果、長期化している場合よりも長期化していない場合に消極的解決が有意に多かった。また、長期化していない場合よりも長期化している場合に未解決が有意に多かった。

表9 文化や組織に由来する困難さを感じた事例の長期化と解決の傾向

		解決			合計	
		肯定的解決	消極的解決	未解決		
長期化	している	1	4	18	3	26
	していない	1	9	8	2	20
	不明	0	0	0	1	1
	合計	2	13	26	6	47

3.5.2 特徴的な事例について

事例11 小カテゴリ：外国人対応

- ①外国籍の保護者に対して、発達上のアドバイスをしづらかった。言葉が通じにくいため。
- ②両親ともが外国の方で、宗教的な理由から、園での活動や行事などなにかにつけ自分の方針と合わないと、園に合わせるように言ってきた。子ども自身は保護者が正しいと信じこんでいるため、クラス内でも孤立しがちだった。

保育者は保護者に対して、保育に関する知識を共有したり、アドバイスすることが求められるが、この場合、保護者が外国籍であるために、言語上の壁があったことが考えられる。また、言語的な問題のみならず、宗教といった文化的な違いから、保護者の要望と園の方針が食い違ったと考えられる。近年、SDGsの取り組みが行われている中で、保育においても多文化共生の問題解決が望まれている。これは地域レベルでの多文化理解に関わる問題であるが、園においても、外国にルーツを持つ保護者・園児に対してどのような対応ができるか、より検討していく必要がある。

外国人の母親に対する日本語支援の先行研究として内海・澤(2013)が挙げられる。この先行研究では外国人の母親31人を対象に聞き取り調査を行い、幼稚園・保育園における読み書きの必要性や課題等を明らかにした。調査の結果から、全ての母親が連絡帳を書くことに苦手意識を持っており、実際に「遠回しに意見を述べたり不満をぶついたりすることは非常に難しいので、トラブルがあっても書かないで我慢することが多い」と述べる母親も複数いた。また、文字によるやり取りができるかどうかに関しては、漢字圏・非漢字圏という国籍を問わず、入園時に、教育機関等での日本語学習歴があるかどうか大きく関わっていることがわかった。実際に調査の結果では、子育てをきっかけに教育機関で日本語学習を始めた2人の母親が、園での文字によるやり取りができるようになっただけでなく、文字による情報を自分自身で理解し、それに基づいて決断を下すことで、自信を持って子育てを主導するようになっていたことがわかった。これは日本語学習がエンパワーメントに直結した事例であるといえる。内海・澤はこの2人の母

親に関して、時間的にも経済的にも日本語学習を実行することが可能であった極めて稀なケースであると述べ、来日後半年から1年以内で、日本語学習の意欲があり、仕事を始める前で学習の時間が確保できる時に、集中できる場で日本語学習が開始され、読み書き能力が獲得できることが望ましく、こうした初級集中の日本語指導には公的支援が望まれると示している。園においても、外国人保護者を対象に、このような言語対応の支援についても考えていくべきではないだろうか。

事例12 小カテゴリ：園と家庭の認識のずれ

クラスに貼っている子どもの作品を写真で撮っていたので、『また作品を持ち帰るので』と撮影を断ったところ、全体に写っているのが可愛いから写真を撮っている、と断られた。『他児の名前も映るので』と断るが撮影をやめてくれなかった。

保育士は園児のプライバシー保護の観点から撮影を断った。園児の名前は個人情報の保護に関する法律における「個人情報」にあたる。写真への映り込みでは検索することができないため「個人データ」にはあたらないが、第二十五条において「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

(個人情報の保護に関する法律)とされているように、園児の名前が漏えいしないようにした対応は適切であった。

このように、断ること自体は正しい対応であったが、理由の説明が簡潔であったため意図が十分に伝わらなかったと考えられる。また、保護者は、他児の名前が写っていても、自分で楽しむことや、モザイクなどの処理をしてSNSに投稿することは問題がないと考えていた可能性がある。このような園と保護者の認識のずれを防ぐため、トラブルが予測される事案については事前の説明を徹底する必要がある。例えば、入園の際に個人情報の管理方針を示した書類を配布し説明するなどが考えられる。その際、もし保護者から無理な要求があったとしても、毅然とした対応をする必要がある。

事例13 小カテゴリ：保育園の環境問題

①加配ではないが自己中心的な行動が多く友達とはトラブルになることが多かったAちゃん。

知育遊びが苦手なAちゃんの行動を見て、Aちゃんの自己中心的な行動を心配するのではなく、課題について理解しているか常に個別に声をかけるなど加配児にするような援助をしてほしい、と要求してきた。

保護者はAちゃんに対して3月産まれ且つ未熟児で産まれた為、他児に比べて発達がゆっくりだという認識で、このような要求は年少の頃から何度かあった。

園長に、『年長児は保育士1人に対して30人以上の子どもが在籍している為、常にAちゃんが課題を理解しているかを確認するために個別に声をかけることは難しい』と伝えたが、なかなか納得してもらえなかった。

②自閉症についての対応が分からない時に、行政とのやりとりがあまりなかったこと。

令和3年に発行された厚生労働省子ども家庭局保育課「保育を取り巻く状況について」および厚生労働省「保育所の設置認可について」によると、保育園における保育者1名につき園児は最大30名という基準がある。しかし、それを実際に守っていたのかどうかはまず疑問である。また、保育者が負担に感じて園長に相談しているにもかかわらず、補助的に入る保育者を臨時的に配置するなどの措置も検討しなかったことは、園長の管理者としての資質が問われると思われる。保育者数の問題や園長の対応などは、園の閉鎖的な環境下では改善されず放置される可能性があるが、日常的に園外の行政の担当部局などと連携し情報共有できる環境が整っていれば防ぐことができるのではないかと考える。園として行政や公的機関など外部組織と連携するのは園長の役割であり、それを怠ることは、保育者の不安をあおり保育環境の低下につながり、結果的に園児や保護者への対応不足や保育の質の低下につながる懸念もある。

近年、働き方改革が社会問題として注目されているが、保育の現場においても大きな課題である。保育者の不足や保育者の育成環境の未熟さが顕著であるが、園児の安全確保や事故防止のためにも、保育の地域包括的な連携など労働環境の改善も含め、今後早急に検討していく必要がある。

上記の「表9」でも示されている通り、問題が長期化することは、未解決のままとなったり消極的解決となることにつながり、結果として改善せず進展しないことが多い。園児たちの保育園時代は数年だけの短い期間だからこそ、一日でも早く迅速な対応に努める必要があると考える。

4. おわりに

本研究は、保護者支援が求められる保育園の保育士に対して、配慮の必要な保護者への支援を考えていく一環として、困難さを感じた事例についてアンケート調査を行ったものの一部を分析した。その結果、保育士が感じる困難さは4つに分類され、それぞれ適切な対応を行っていることが示唆された。一方で、どのような困難さであれ、長期化した場合、その肯定的な解決は難しくなっていることも示唆された。

配慮の必要な保護者に対して、保育園での乳幼児の安定的な育ちを保障する上でも、保育士支援は必須であるが、同時に、初期の段階で適切な対応ができなければ、保護者支援での保育士が困難さを感じる期間が長くなり、保育士自身へのストレスへとつながり、保育職の離職へと至ることは容易に想像できる。

従って、今後、①初期段階での適切かつ組織的な対応の周知（研修など）、②対応する保育士を孤立化させない支援、③行政や外部団体との連携による組織的支援が必要であると考えられる。

引用文献

- 伊藤 優 (2017). 「食事の連絡帳」を媒介とした保育者による保護者支援:—遊び食べや好き嫌いが激しい1歳半の男児 Y の事例から—. 日本家政学会誌, 68(11), 609-620. <https://doi.org/10.11428/jhej.68.609>.
- 岸本 美紀・岡崎女子大学 (2019). 保育者が考える保護者支援に必要な資質・力量—インタビュー調査の分析結果から—. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究紀要 (52), 161-168. <https://doi.org/info:doi/10.18929/00000278>.
- 岸本 美紀・武藤 久枝 (2018). 保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造: 先行研究の分析結果から. 研究紀要 (52), 39-46. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/40021913554/>.

- 岩切 裕美・若宮 邦彦 (2020). 保育者のバーンアウトとスーパービジョンに関する研究. 保育ソーシャルワーク学研究 (6), 31-45. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/40022734844/>.
- 細田 由起子・戸田 大樹・氏家 博子・Yukiko Hosoda・Daiki Toda・Hiroko Ujiie (2016). 乳幼児のかみつきの実態と保育士の対応方法に関する実証的研究. 創大教育研究, 26, 1-19. Retrieved from <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050001337730874112>.
- 勝浦 眞仁・上田 敏丈 (2021). 保護者支援における保育士の抱える困難感のフェーズを探る-保育士による保護者支援のための文献研究. 桜花学園大学保育学部研究紀要, 24, 35-50. Retrieved from <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050573243253766144>.
- 石田 慎二・前迫 ゆり・智原 江美・中田 奈月・高岡 昌子・福田 公教 (2004). 保育所におけるソーシャルワーク援助. 研究紀要 12, 9-17. Retrieved from <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050845762491324544>.
- 赤瀬川 修 (2020). 保育所における精神疾患等を有する保護者及びその子どもへの支援に関する予備的調査. 鹿児島女子短期大学紀要 (57), 3-8. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/120006811941/>.
- 赤塚 徳子・称宜 佐統美 (2020). 保育所・幼稚園における保護者支援に関する研究：就園児の保護者と保育者の実態調査. 研究紀要 (41), 17-28. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/40022237342/>.
- 大塚 敏子・巽 あさみ (2018). "気になる子ども"をもつ保護者への支援における保健師と保育士の連携経験と相互役割期待. 日本看護研究学会雑誌, 41(4), 4_651-654_663. <https://doi.org/10.15065/jjsnr.20171129006>.
- 大塚 敏子・巽 あさみ・坪見 利香 (2019). 発達上気になる子どもの保護者支援に関する保健師-保育士連携活動自己評価尺度の開発. 日本地域看護学会誌, 22(1), 4-12. https://doi.org/10.20746/jachn.22.1_4.
- 内海 由美子・澤 恩嬉 (2013). 外国人の母親に対する読み書き能力支援としてのエンパワーメント. 日本語教育, 155(0), 51-65. https://doi.org/10.20721/nihongokyoiku.155.0_51.

付記

本論文は、厚労科研「F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発 (21445729) (代表者 上田敏丈)」の助成を受けて行われた研究の一環である。また、本論文の一部は、2022年の第18回日本子ども学会学術集会において発表を行ったものである。

研究を進めるにあたり、全体の統括を上田が行い、分析については全員で分担しながら実施した。また論文のうち、1 研究の背景と目的、2 方法、3.1 結果の概要、4 おわりにを上田が執筆した。3.結果と考察のうち、3.2を瀬古杏南とヨウギョウトウが、3.3について清水千里とジョウエイが、3.4及び3.5について、加藤将希と出口志穂とタントン・ナターシャが、執筆を行った。

謝辞

本アンケート調査にご協力頂きました、保育士の先生方にこの場をかりて改めてお礼申し上げます。